

修正案	現行	備考
<p data-bbox="421 392 707 639">石川県地域防災計画 一般災害対策編 (平成 24 年修正) (案)</p>	<p data-bbox="1384 392 1671 584">石川県地域防災計画 一般災害対策編 (平成 23 年修正)</p>	

修正案	現行	備考								
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (略) 第2節 性格及び基本方針 1 (略) 2 基本方針 (1) 用語 (略) (2) 基本方針 この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 <u>県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じるものとする。</u> このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="134 922 1016 1362"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸農政局 農林水産省生産局 (災害用米穀)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸農政局 農林水産省生産局 (災害用米穀)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (略) 第2節 性格及び基本方針 1 (略) 2 基本方針 (1) 用語 (略) (2) 基本方針 この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 県、市町及び防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期すとともに、<u>防災基盤の整備、推進に努める。</u> このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1097 922 1980 1362"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸農政局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。 	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱									
北陸農政局 農林水産省生産局 (災害用米穀)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。 									
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱									
北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。 									

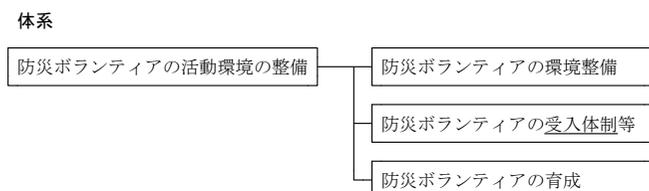
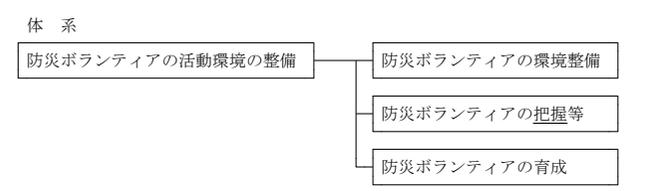
修正案	現行	備考										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="136 244 349 347">北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)</td> <td data-bbox="349 244 1016 935"> <ul style="list-style-type: none"> ・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 ・土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 ・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 935 349 1056">北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)</td> <td data-bbox="349 935 1016 1056"> <ul style="list-style-type: none"> ・国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1056 349 1062"></td> <td data-bbox="349 1056 1016 1062"> <ul style="list-style-type: none"> ・金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 </td> </tr> </table>	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 ・土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 ・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 	北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 244 1312 408">北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)</td> <td data-bbox="1312 244 1980 1056"> <ul style="list-style-type: none"> ・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 408 1312 1056"></td> <td data-bbox="1312 408 1980 1056"> <ul style="list-style-type: none"> ・松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・松任、美川、根上、小松直轄区域内の水防警報に関すること。 ・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 ・国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 </td> </tr> </table>	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・松任、美川、根上、小松直轄区域内の水防警報に関すること。 ・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 ・国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 	
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 ・土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 ・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 											
北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 											
	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 											
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。 											
	<ul style="list-style-type: none"> ・松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・松任、美川、根上、小松直轄区域内の水防警報に関すること。 ・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 ・国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 											
<p>第5節 本県の特質と既往の災害 1～3 (略) 4 社会的要因とその変化 災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害があり、被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。</p> <p>(1)～(2) (略) (3) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、<u>国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、災害時要援護者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</u></p>	<p>第5節 本県の特質と既往の災害 1～3 (略) 4 社会的要因とその変化 災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害があり、被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>											

修正案	現行	備考
<p>(4) 生活環境の変化 近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。 このため、いったん災害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態におちいることが予想される。</p> <p>(5) 住民の共同意識の変化 (略)</p> <p>(6) 交通機関の発達 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1 (略)</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及 職員に対する防災教育 学校教育における防災教育 住民に対する防災知識の普及 防災相談及び意識調査 災害教訓の伝承 </div> <p>2 職員に対する防災教育 (略)</p> <p>(1) 教育の方法 ア～イ (略)</p>	<p>(3) 生活環境の変化 近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。 このため、いったん災害が発生すると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態におちいることが予想される。</p> <p>(4) 住民の共同意識の変化 (略)</p> <p>(5) 交通機関の発達 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1 (略)</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及 職員に対する防災教育 学校教育における防災教育 住民に対する防災知識の普及 防災相談及び意識調査 </div> <p>2 職員に対する防災教育 (略)</p> <p>(1) 教育の方法 ア～イ (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>ウ <u>災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等</u></p> <p>(2) 教育の内容 ア～エ (略)</p> <p>オ <u>災害危険区域、避難場所等の情報</u></p> <p>カ <u>その他災害対策に必要な事項</u></p> <p>3 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い県民を育成する上で重要である。 そのため、<u>教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。</u> なお、<u>防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。</u></p> <p>(1) <u>大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市町その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。</u></p> <p>(2) <u>児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>災害危険区域、避難場所等の情報</u></p> <p>キ <u>その他災害対策に必要な事項</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 <u>災害教訓の伝承</u> 県は、<u>能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように公開に努める。</u> また、<u>災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>第2節 県民及び事業所のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。</p>	<p>ウ 防災活動手引等印刷物の配布等</p> <p>(2) 教育の内容 ア～エ (略)</p> <p>オ その他災害対策に必要な事項</p> <p>3 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い県民を育成する上で重要である。 そのため、<u>学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。</u></p> <p>(1) <u>大規模な災害にも対処できるように市町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。</u></p> <p>(2) <u>児童生徒の成長過程に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2節 県民及び事業所のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。</p>	

修正案	現行	備考
<p><平常時の心得> ○ (略) ○ 食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・ 家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（<u>家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄</u>） ・ <u>携帯トイレ、トイレトーパー</u> ・ (略)</p> <p>3 事業所のとるべき措置 (1) (略) <平常時の心得> ○ (略) ○ <u>事業所の耐震化・耐浪化に努める。</u> ○ (略) ○ <u>燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。</u> ○ <u>取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。</u> ○ <u>従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第3節 自主防災組織の育成 1 基本方針 災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。 このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。県及び市町等は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、<u>その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</u></p> <p>2 地域住民等の自主防災組織 (1) 組織の育成 <u>県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。</u></p>	<p><平常時の心得> ○ (略) ○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・ 家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水 ・ (略)</p> <p>3 事業所のとるべき措置 (1) (略) <平常時の心得> ○ (略) ○ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3節 自主防災組織の育成 1 基本方針 災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。 このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。県及び市町等は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進するとともに、組織の育成強化に努める。</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織 (1) 組織の育成 市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、<u>地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及びリーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上及び活動の活性化を促進する。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、<u>地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。</u></p> <p>なお、<u>特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。</u></p> <p>また、<u>県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。</u></p> <p>(2) 活動内容 <u>自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、県及び市町は、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。</u></p> <p><平常時> ○ (略) ○ <u>避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立</u> (以下略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県民文化局、関係部局、市町、関係機関 </div> <p>1 基本方針 災害による被害の拡大を防止するため、<u>県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。</u></p> <p><u>このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。</u></p> <p>また、<u>災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</u></p>	<p>その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、<u>地域の実情を把握し防災知識等を有するリーダーが必要であることから、特にその育成に努めるとともに、女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努め、必要な財政措置等を講ずる。</u></p> <p>また、<u>県は、必要に応じて指導、援助をする。</u></p> <p>(2) 活動内容 自主防災組織は、<u>地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。</u></p> <p><平常時> ○ (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県民文化局、関係部局、市町、<u>防災関係機関</u> </div> <p>1 基本方針 災害による被害の拡大を防止するため、<u>県、市町及び防災関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。</u></p> <p><u>このため、県、市町及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行えるような活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。</u></p> <p>また、<u>災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>体系</p>  <p>2 防災ボランティアの環境整備 <u>防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</u> (1) <u>アマチュア無線通信業務（危機管理部局）</u> (2) <u>傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局）</u> (3) <u>被災宅地の危険度判定業務（土木部局）</u> (4) <u>航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）</u> (5) <u>通訳業務（観光部局）</u> (6) <u>その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）</u> (7) <u>その他の業務（県民文化部局等）</u></p> <p>3 防災ボランティアの受入体制等 (1) <u>防災ボランティアの柔軟な受け入れ</u> <u>県、市町及び関係機関は、災害時において2の(1)から(7)までの防災ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える。</u> (2) <u>防災ボランティアの活動拠点の確保</u> <u>県及び市町は、必要に応じて、平時より防災ボランティアの活動拠点を提供する。</u> <u>また、県及び市町は、庁舎、公民館、学校などの公共施設の一部をボランティアの活動拠点として提供できるよう、これらの場所にボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティア受け入れ体制を構築できるよう、平常時より訓練を行う。</u> <u>さらに、ボランティア拠点施設が被災した場合に備え、代替施設について事前に定めておくとともに、ボランティアを被災地に迅速に受け入れるため、県及び市町は、被災地以外でのボランティア拠点施設の設置についても検討を行う。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>体系</p>  <p>2 防災ボランティアの環境整備 <u>防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、被災建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するもの又は避難場所等における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、次の業務に区分し、活用が図られるよう環境整備を行う。</u> (1) <u>アマチュア無線通信業務</u> (2) <u>傷病人の応急手当等医療看護業務</u> (3) <u>被災建築物の危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務</u> (4) <u>航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務</u> (5) <u>通訳業務</u> (6) <u>その他の専門的な技術、知識を要する業務</u> (7) <u>その他の業務</u></p> <p>3 防災ボランティアの把握等 (1) <u>県、市町及び防災関係機関は、災害時において2の(1)から(7)までの防災ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。</u> (2) <u>県及び市町は、必要に応じて、平時より防災ボランティアの活動拠点を提供する。</u> (3) <u>被災建築物応急危険度判定士の登録</u> <u>緊急の判定活動に速やかに対応するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会と連携し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努め、有資格者を県</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>(3) 被災宅地危険度判定体制の整備 緊急の判定活動に対応するため、県及び市町は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) 防災ボランティアの派遣にあたっては、災害時に支援活動を行う上での知識や技術の習得が必要である。このため、県、市町及び関係機関は、防災ボランティアに対して、平時より積極的に講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、<u>防災士</u>など地域住民と一体となった訓練を実施する。</p> <p>(2) 県及び市町は、<u>防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO等のボランティア団体に積極的に活動参加を呼びかける。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、被災者のニーズに応じた防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを<u>継続的に養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。</u> (略)</p> <p>(5) <u>県及び市町は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作り</u>に努める。</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を<u>継続的に実施する。</u> また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。 なお、<u>訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</u></p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。 なお、<u>訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。</u></p> <p>(1) (略)</p>	<p>に登録する。</p> <p>(4) 被災宅地危険度判定体制の整備 緊急の判定活動に対応するため、県及び市町は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) 防災ボランティアの派遣にあたっては、災害時に支援活動を行う上での知識や技術の習得が必要である。このため、県、市町及び関係機関は、防災ボランティアに対して、平時より積極的に講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員など地域住民と一体となった訓練を実施する。</p> <p>(2) 県及び市町は、<u>防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民に積極的なボランティア活動参加を呼びかける。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、被災者のニーズに応じた防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。 (略)</p> <p>(5) <u>災害ボランティアコーディネーターが中心となり、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作り</u>に努める。</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を実施する。 また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。 なお、<u>訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</u></p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>(1) (略)</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>(2) 実地訓練</p> <p>ア 総合防災訓練 県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び住民その他関係団体の協力を得て、水防、消防、避難、救出、救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</p> <p>イ 防災関係機関の訓練 防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 住民・自主防災組織の防災訓練 (略) 県及び市町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。</p> <p>【災害に備える強い組織体制づくり】 (略)</p>  <p>The diagram on the left shows a vertical stack of boxes representing organizational structure, with a bracket on the left side labeled '災害に備える強い組織体制づくり'. The boxes are numbered 6 through 22 and contain the following text from top to bottom: 防災体制の整備 (第6節), 防災気象等観測網の整備 (第7節), 通信及び放送施設災害予防 (第8節), 水害予防 (第9節), 風害予防 (第10節), 消防力の充実、強化 (第11節), 避難体制の整備 (第12節), 災害時要援護者対策 (第13節), 緊急輸送体制の整備 (第14節), 医療体制の整備 (第15節), 健康管理活動体制の整備 (第16節), こころのケア体制の整備 (第17節), 食料及び生活必需品等の確保 (第18節), 噴火災害予防 (第19節), 農林水産災害予防 (第20節), 干ばつ災害予防 (第21節), 防災パトロール (第22節).</p>	<p>(2) 実地訓練</p> <p>ア 総合防災訓練 県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び住民その他関係団体の協力を得て、水防、消防、避難、救出、救助、通信、輸送、応急復旧等の各種訓練を総合的に実施する。</p> <p>イ 防災関係機関の訓練 防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 住民・自主防災組織の防災訓練 (略) 県及び市町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。</p> <p>《災害に備える強い組織体制づくり》 (略)</p>  <p>The diagram on the right is identical in structure to the one on the left, with a vertical stack of boxes numbered 6 through 20. The boxes contain the following text from top to bottom: 防災体制の整備 (第6節), 防災気象等観測網の整備 (第7節), 通信及び放送施設災害予防 (第8節), 水害予防 (第9節), 風害予防 (第10節), 消防力の充実、強化 (第11節), 避難体制の整備 (第12節), 緊急輸送体制の整備 (第13節), 医療体制の整備 (第14節), 食料及び生活必需品等の確保 (第15節), 災害時要援護者対策 (第16節), 噴火災害予防 (第17節), 農林水産災害予防 (第18節), 干ばつ災害予防 (第19節), 防災パトロール (第20節).</p>	

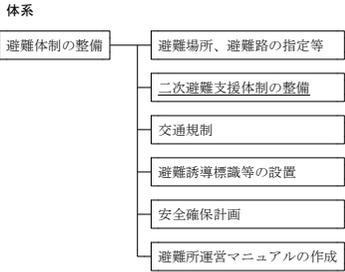
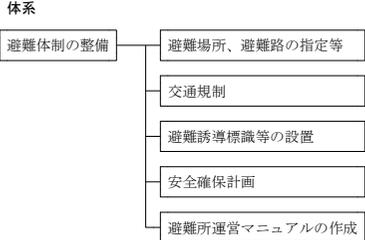
修正案	現行	備考
<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針 災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 <u>また、県、市町及び防災関係機関は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。</u> <u>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</u></p> <p>2 県の活動体制 (1) (略) (2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備（略） なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して<u>毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理監に報告する。</u> (3)～(4) (略) (5) <u>他の地方公共団体等との応援協定締結の推進</u> <u>県は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。</u> (6) 広域防災拠点の指定と整備（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 能登地区：羽咋郡以北の地域 石川中央地区：かほく市、河北郡、金沢市、野々市市及び白山市の地域 加賀地区：能美郡以南の地域 </div> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針 災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。 このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 また、県、市町及び防災関係機関は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</p> <p>2 県の活動体制 (1) (略) (2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備（略） なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要がある場合は修正し、4月末までに危機管理監に報告する。 (3)～(4) (略)</p> <p>(5) 広域防災拠点の指定と整備（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 能登地区：羽咋郡以北の地域 石川中央地区：かほく市、河北郡、金沢市、白山市及び石川郡の地域 南加賀地区：能美郡以南の地域 </div> <p>(略)</p> <p>(6) <u>応急危険度判定の有効期間の明確化</u> <u>(略)</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>(7) 被災者生活再建支援制度等の周知 <u>県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。</u> <u>また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図る。</u></p> <p>(8) 情報のバックアップ化 <u>県は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</u></p> <p>(9) 事業継続計画（BCP）の策定支援 (略)</p> <p>3 市町の活動体制 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>他の地方公共団体等との応援協定締結の推進</u> <u>市町は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u></p> <p>(5) <u>り災証明交付体制の確立</u> 市町は、速やかにり災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。 ア <u>り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。</u></p> <p>(以下、略)</p> <p>(6) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定 (略)</p> <p>(7) 災害廃棄物の仮置き場の確保 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(7) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について<u>広報</u>に努める。</p> <p>(8) 事業継続計画（BCP）の策定支援 (略)</p> <p>3 市町の活動体制 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>り災証明交付体制の確立</u> 市町は、速やかにり災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。 ア <u>り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGISの活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。</u></p> <p>(以下、略)</p> <p>(5) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定 (略)</p> <p>(6) 災害廃棄物の仮置き場の確保 (略)</p> <p>(7) <u>合併浄化槽の再利用</u> <u>使用していない合併浄化槽を非常時の便槽として活用すること等について検討する。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>(8) 被災者生活再建支援制度等の周知 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について、<u>住民にわかりやすい制度周知に努める。</u></p> <p>(9) 情報のバックアップ化 市町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、<u>施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等</u>）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、<u>衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</u> また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図り、情報の収集、伝達に万全を期すよう努める。</p> <p>(2) 市町の整備 ア 市町は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>地域の実情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</u> (以下略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急用資機材の整備 県、市町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、<u>非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>(8) 被災者生活再建支援制度等の周知 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について<u>広報に努める。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、<u>携帯電話、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線の整備を図る。</u> また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図り、情報の収集、伝達に万全を期すよう努める。</p> <p>(2) 市町の整備 ア 市町は、住民に対する災害時の情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、<u>防災行政無線など、地域の実情に応じて、整備促進を図り、通信の確保に努める。</u> (以下略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急用資機材の整備 県、市町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図るとともに、<u>これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>3 石川県総合防災情報システム</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">石川県 (災害対策本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初動体制確保支援システム ・ 災害情報収集システム ・ 防災業務支援システム (削除) ・ 災害対策本部室支援システム </div> <p>4 (略)</p> <p>第9節 水害予防 1～3 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(削除)</p> <p>4 農業用排水路、ため池等の点検 (略)</p> <p>5 水防資機材の点検配備 (1) 県は、常時各土木(総合)事務所に保有する水防資機材を整備し、点検の上補充する。 (2) (略)</p> <p>6 水防作業人員の確保 (略)</p> <p>7 雨量及び水位情報の公表 (略)</p> <p>8 避難準備措置の確立 (1) 避難準備措置 市町長は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定</p>	<p>3 石川県総合防災情報システム</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">石川県 (災害対策本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初動体制確保支援システム ・ 災害対策支援システム ・ 防災業務支援システム ・ 地図情報システム ・ 災害対策本部室支援システム </div> <p>4 (略)</p> <p>第9節 水害予防 1～3 (略)</p> <p>4 <u>がけ崩れ等危険区域の警戒</u> 市町長は、土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の発生に備えて、平常時からあらかじめ指定した危険区域の巡視、警戒を行うとともに、状況に応じて消防団員その他の警戒要員を配置する。この要員の配置等危険区域の警戒体制については、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。</p> <p>5 農業用排水路、ため池等の点検 (略)</p> <p>6 水防資機材の点検配備 (1) 県は、常時各土木総合事務所に保有する水防資機材を整備し、点検のうえ補充する。 (2) (略)</p> <p>7 水防作業人員の確保 (略)</p> <p>8 雨量及び水位情報の公表 (略)</p> <p>9 避難準備措置の確立 (1) 避難準備措置 市町長は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定</p>	

修正案	現行	備考
<p>河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>9 地下空間の浸水対策 (1)～(2) (略) (3) <u>道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</u></p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 消防力の充実、強化 1～5 (略) 6 消防力の強化 (1)～(2) (略) (3) 消防団の活性化 市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、知識・技能の向上を図る。 また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。</p> <p>(4) <u>関係機関の連携強化</u> 市町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。</p> <p>(5) <u>市町消防の広域化</u> (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 救助・救急体制の整備 (1) 救助資機材の整備 ア 市町長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。<u>なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。</u> イ (略) (2) (略)</p>	<p>河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10 地下空間の浸水対策 (1)～(2) (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 消防力の充実、強化 1～5 (略) 6 消防力の強化 (1)～(2) (略) (3) 消防団の活性化 市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実を図る。 また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。</p> <p>(4) 市町消防の広域化 (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 救助・救急体制の整備 (1) 救助資機材の整備 ア 市町長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。 イ (略) (2) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第12節 避難体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">健康福祉部、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関</div> <p>1 (略)</p>  <p>2 避難場所、避難路の指定等 市町は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難場所、避難路を指定するとともに、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>なお、避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>(1) 避難場所 ア～エ (略) オ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。 さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第12節 避難体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関</div> <p>1 (略)</p>  <p>2 避難場所、避難路の指定等 市町は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難場所、避難路を指定するとともに、住民に対して周知徹底を図る。 <u>また、高齢者や障害者は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。</u></p> <p>なお、避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>(1) 避難場所 ア～エ (略) オ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、食料、飲料水、医薬品等最低限の生活必需品が容易に供給できる所であること。</p> <p>(2) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>3 二次避難支援体制の整備 <u>高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。</u> <u>また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、災害時要援護者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</u></p> <p>4 交通規制 (略)</p> <p>5 避難誘導標識等の設置 市町は、避難場所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。 <u>また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。</u></p> <p>6 安全確保計画 (1) 児童生徒の安全確保 <u>教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。</u> <u>また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。</u> (2) (略)</p> <p>7 避難所運営マニュアルの作成 (略)</p> <p> << 2章14節へ移動 >> << 2章15節へ移動 >> << 2章16節へ移動 >></p> <p>第13節 災害時要援護者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光交流局、警察本部、市町</p> </div>	<p>3 交通規制 (略)</p> <p>4 避難誘導標識等の設置 市町は、避難場所等について町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底するとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。</p> <p>5 安全確保計画 (1) 児童生徒の安全確保 教育委員会及び学校長は、災害時における避難誘導計画をあらかじめ策定しておくとともに、市町長、育友会等と協議し、飲料水、医薬品等の調達及び保護等との連絡方法や下校の方法等についても定めておく。また、平素から計画に沿って訓練等を実施し、避難に万全を期す。 (2) (略)</p> <p>6 避難所運営マニュアルの作成 (略)</p> <p>第13節 緊急輸送体制の整備 第14節 医療体制の整備 第15節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>第16節 災害時要援護者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>危機管理監室、県民文化局、健康福祉部、観光交流局、市町</p> </div>	

修正案	現行	備考
<p>1 (略)</p> <p>2 在宅の災害時要援護者への配慮</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握</p> <p>市町は、<u>防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、高齢者、障害者等の災害時要援護者の所在等を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、災害時において、迅速かつ一元的に避難誘導・安否確認等</u>ができる体制を整備する。</p> <p>(2) 災害時要援護者の避難支援計画の策定</p> <p>市町は、<u>防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援プランの策定等に努める。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 福祉避難所の指定</p> <p>市町は、<u>高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</u></p> <p>(7) 二次避難支援体制の整備</p> <p>県は、<u>市町の二次避難支援（災害時要援護者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、災害時要援護者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。</u></p> <p>市町は、<u>県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要援護者の受入体制の確保に努める。</u></p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備</p> <p>県は、<u>社会福祉施設等の管理者が、市町の指示に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。</u></p> <p>社会福祉施設等の管理者は、<u>県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災設備等の整備</p> <p>社会福祉施設等の管理者は、<u>できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 在宅の災害時要援護者への配慮</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握</p> <p>県及び市町は、<u>民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の災害時要援護者の状況を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。</u></p> <p>(2) 災害時要援護者の避難支援計画の策定</p> <p>市町は、<u>防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報の共有を図るとともに、県の洪水等避難計画作成支援マニュアル等を活用し、避難支援プランの策定等に努める。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備</p> <p>社会福祉施設等の管理者は、<u>災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織体制を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災設備等の整備</p> <p>社会福祉施設等の管理者は、<u>施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、</u></p>	

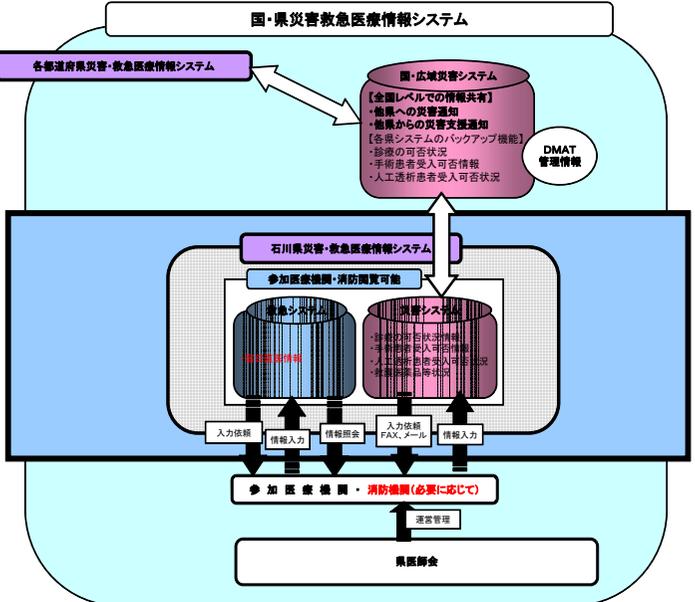
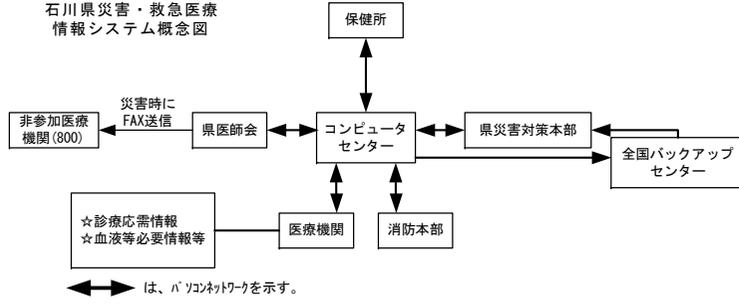
修正案	現行	備考
<p>また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。</p> <p>また、非常用電源を備える施設については、その設置場所を工夫するものとする。</p> <p>(3) 防災教育、防災訓練の充実 社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。</p> <p>また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。</p> <p>(削除)</p> <p>4 外国人等に対する防災対策 県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。</p> <p>(1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>(2) 多言語による防災知識の普及を推進する。</p> <p>(3) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。</p> <p>(4) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。</p> <p>第14節 緊急輸送体制の整備 1～3 (略)</p> <p>4 港湾・漁港の整備 港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化する。</p> <p>また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。</p> <p>第15節 医療体制の整備 1 基本方針 災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。</p> <p>このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。</p>	<p>施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。</p> <p>(3) 防災教育、防災訓練の充実 社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。</p> <p>また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。</p> <p>(4) 非常災害時における具体的な防災計画等の作成 社会福祉施設等の管理者は、県が示す「高齢者の入所系施設における防災マニュアル」等を活用し、施設の実状に応じた「非常災害時における具体的な防災計画」等をあらかじめ定めておく。</p> <p>4 外国人等に対する防災対策 県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及や防災訓練への参加の推進に努める。</p> <p>また、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。</p> <p>第13節 緊急輸送体制の整備 1～3 (略)</p> <p>4 港湾・漁港の整備 港湾管理者は、人員、物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁等を強化する。</p> <p>また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。</p> <p>第14節 医療体制の整備 1 基本方針 災害時には、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。このため、医療機関は、施設等の不燃性等の強化に努め、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。</p> <div data-bbox="255 331 831 552" data-label="Diagram"> <p>体系</p> <pre> graph LR A[医療体制整備] --- B[医療救護体制の整備] A --- C[情報連絡体制] A --- D[災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等] A --- E[医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制] </pre> </div> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、災害時における医療救護体制を確立しておく。</p> <p>また、県は、これらの医療救護関係団体等と協議し、必要に応じて協定を締結しておく。</p> <p>イ 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する意思を持ち、DMATの活動に必要な人員及び装備を有する病院を石川DMAT指定病院に指定しておく。</p> <p>ウ 県は、災害時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、大学病院及び県医師会等と協力体制を確立しておく。</p> <p>エ 県は、次の機能を有する災害拠点病院を2次医療圏（南加賀地区・石川中央地区・能登中部地区・能登北部地区）ごとに整備、指定しておく。</p> <p>(ア) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能</p> <p>(イ) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能</p> <p>(ウ) 自己完結型のDMAT及び医療救護班の派遣機能</p> <p>(エ) 他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入機能</p> <p>(オ) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能</p> <p>(削除)</p> <p>オ 県は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」を整備するとともに、常に医療救護体制の点検を行っておく。</p>	<div data-bbox="1256 336 1731 547" data-label="Diagram"> <p>体系</p> <pre> graph LR A[医療体制整備] --- B[医療救護計画の策定] A --- C[心のケアへの対応] A --- D[情報連絡体制] A --- E[医薬品等及び輸血用血液の備蓄体制] </pre> </div> <p>2 医療救護計画の策定</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 市町が行う医療救護を応援、補完する立場から、県医師会、大学附属病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、災害時における医療救護体制を確立しておく。</p> <p>イ 県は、災害時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、大学附属病院及び県医師会等と協力体制を確立しておく。</p> <p>ウ 県は、次の機能を有する災害拠点病院を2次医療圏（南加賀地区、石川中央地区、能登中部地区、能登北部地区）ごとに整備、指定しておく。</p> <p>(ア) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能</p> <p>(イ) 患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能</p> <p>(ウ) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能</p> <p>(エ) 地域の医療機関への応急資器材の貸出し機能</p> <p>エ 県は、被災地の医療機関において人工透析が困難となる場合に備え、人工透析を実施する医療機関と協力体制を確立しておく。</p> <p>コ 県は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるように、医療救護体制の点検を行っておく。</p>	

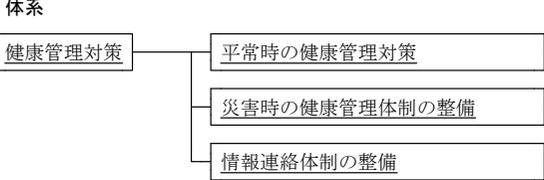
修正案	現行	備考																		
<p>カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="241 280 891 609"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療支援室</td> <td>DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMA T活動支援室</td> <td>国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等</td> <td>災害医療支援室内に設置</td> </tr> <tr> <td>地域医療救護活動支援室</td> <td>地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等</td> <td>地域別に設置</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点連絡会</td> <td>各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等</td> <td>地域医療救護活動支援室内に設置</td> </tr> <tr> <td>医療救護班等連絡会</td> <td>医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等</td> <td>地域医療救護活動支援室内に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 県は、関係機関と連携のうえ、ヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合における広域医療搬送拠点（SCU）の設置、協力を行う医療機関をあらかじめ定めておく。</p> <p>ク 県は、大規模な災害により、県内の複数市町又は本県を含めた複数の県が同時に被災した場合に備え、隣接県をはじめ、中部ブロック各県、全国の都道府県との医療支援協力体制を確立しておく。</p> <p>（削除）</p> <p>ケ 県は、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の災害時における連携を図るため、定期的にネットワーク会議を開催する。</p> <p>コ 県は、日頃から各種地元関係機関との連携体制を整備しておく。</p> <p>サ 県は、医療ボランティアの受付窓口の設置について、あらかじめ定めておく。</p> <p>(2) 市町</p> <p>ア 市町は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。</p> <p>イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。</p> <p>ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。 また、連絡体制についても定めておく。</p>	名称	目的	備考	災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等		DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置	地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置	DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置	医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置	<p>オ 県は、関係機関と連携の上ヘリコプター等による患者の広域搬送体制を確立しておく。</p> <p>カ 県は、隣接県との医療支援協力体制を確立しておく。</p> <p>キ 県は、医薬品等及び輸血用血液の備蓄、供給体制を確立しておく。</p> <p>ク 保健福祉センター及び地域センターにおいては、日頃から各種地元関係機関との連携の推進を図り、地域の実情に応じた災害時の対応体制を確立しておく。</p> <p>ケ 市町が開催する医療救護班連絡会に対し、技術的な支援を行うため保健所の所長その他の職員を現地責任者としてあらかじめ定めておく。</p> <p>(2) 市町</p> <p>ア 市町長は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。</p> <p>イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の全面的な協力を得て編成する。</p> <p>ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とし、連絡体制についても定めておく。</p>	
名称	目的	備考																		
災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等																			
DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置																		
地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置																		
DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																		
医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																		

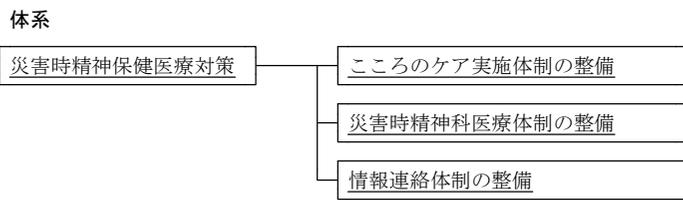
修正案	現行	備考
<p>なお、市町等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。</p> <p>(削除)</p> <p>エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、<u>県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。</u></p> <p>オ 市町は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。</p> <p>カ 市町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。</p> <p>キ 市町は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。</p> <p>ク 市町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。</p> <p>(3) 医療関係団体 <u>県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。</u></p> <p>(4) 災害拠点病院 <u>ア 災害拠点病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。</u> <u>イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。</u></p> <p>(5) 救急告示病院 <u>ア 救急告示病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、傷病者の受入れ及び搬送、医療救護班の編成及び派遣並びに他の医療機関から派遣された医療救護班の受入れ（※公立病院等）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。</u> <u>(※公立病院等・・・大学病院、公立病院、国立病院機構の病院、金沢赤十字病院、済生会金沢病院、金沢社会保険病院)</u> <u>イ 救急告示病院は、地域の災害拠点病院が実施する定期的な防災訓練への参加に努める。</u></p>	<p>なお、市町等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。</p> <p>エ 市町長は、被災地における医療救護班活動を総合的に調整するため、<u>あらかじめ責任者を定めておく。この場合において、地域医療機関における負傷者等の医療の確保に支障が生じないように十分留意することとする。</u></p> <p>オ 市町長は、円滑な医療救護活動を実施するため、<u>医療救護班、健康管理班等による医療救護班連絡会の設置について定めておく。</u></p> <p>カ 市町長は、災害時に重傷患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。</p> <p>キ 市町長は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。</p> <p>ク 市町長は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。</p> <p>ケ 市町長は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(6) 一般医療機関</p> <p>ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。</p> <p>イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。</p> <p>ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。</p> <p>(削除)</p> <p>3 情報連絡体制</p> <p>(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制</p> <p>ア 県は、災害医療支援室、DMAT活動支援室、地域医療救護活動支援室、DMAT活動拠点連絡会、医療救護班等連絡会相互の情報連絡体制を整備しておく。</p> <p>イ 県は、医療救護班間の情報共有ルールを整備しておく。</p> <p>ウ 市町は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。</p> <p>エ 県は、災害時後方医療体制に係る情報連絡体制を整備しておく。</p> <p>(削除)</p>	<p>3 心のケアへの対応</p> <p>(1) 県は、県内外からの心のケアに係る支援が円滑に行われるよう、平常時から関係機関と協力・連携し、派遣・受入体制の確立に努める。</p> <p>(2) 現地の状況に応じた適切な活動を行うため、実務担当者や関係スタッフに対する災害時等における心のケアに関する研修の充実を図る。</p> <p>4 情報連絡体制</p> <p>(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制</p> <p>情報連絡の系統図は、次の「医療救護活動系統図」のとおりであるが、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制については市町が、災害時後方医療体制に係る情報連絡体制については県が整備する。</p> <p>(注)「中部1市」は、災害応急処置を継続している際の費用である。 施設名：中部9県1市災害応急処置に関する施設（平成7年11月4日） 施設名：石川県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府</p>	

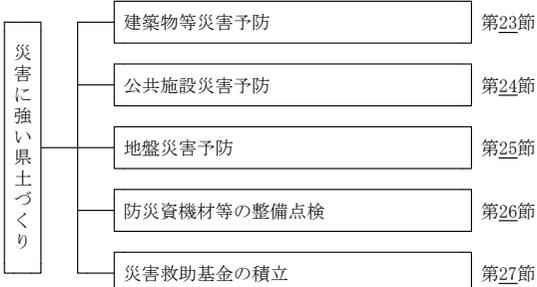
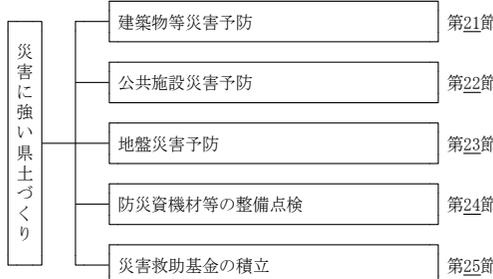
修正案	現行	備考
<p>(2) 石川県災害・救急医療情報システム（注1）による連絡体制</p> <p>ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う石川県災害・救急医療情報システムが有効に機能するよう体制を整備しておく。</p> <p>イ 石川県災害・救急医療情報システムに参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。</p> <p>（注1）石川県災害・救急医療情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ （略） ○ システム参加機関 医療機関 61、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 ○ 災害時情報 患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等 <p style="text-align: center;">災害・救急医療情報システム概念図</p> 	<p>(2) 災害・救急医療情報システムによる連絡体制</p> <p>県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師、看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の備蓄状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う石川県災害・救急医療情報システム及び災害時優先電話が有効に機能するよう体制を整備しておく。</p> <p>石川県災害・救急医療情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ （略） ○ システム参加機関 医療機関 62、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 ○ 災害時情報 診療可否状況、医薬品等在庫状況、ライフライン状況、ボランティア情報等 <p style="text-align: center;">石川県災害・救急医療情報システム概念図</p> 	

修正案	現行	備考
<p>(3) 災害時通信手段の確保</p> <p>ア 災害拠点病院は、石川県災害・救急医療情報システムによる情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。</p> <p>イ 災害拠点病院、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。</p> <p>ウ 県及び市町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。</p> <p>4 災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等</p> <p>県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、災害医療支援室、DMAT活動支援室、地域医療救護活動支援室、DMAT活動拠点連絡会及び医療救護班等連絡会の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。</p> <p>5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>(1) 医薬品等</p> <p>県は、救急用の医薬品等の備蓄・供給体制を確立しておく。</p> <p>(2) 輸血用血液</p> <p>石川県赤十字血液センターは、県との連携を保ち、県内の主要医療機関等と協力し、輸血用血液の備蓄・供給体制を確立しておく。</p> <p>第16節 健康管理活動体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">健康福祉部、市町</div> <p>1 基本方針</p> <p>災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。</p> <p>このため、県及び市町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。</p> <p>また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、県民自身の健康管理意識の向上に努める。</p>	<p>(3) 災害時優先電話の確保</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害時の優先電話の確保など災害に強い通信の整備に努める。</p> <p>(4) 医療救護班連絡会の開催及び運営に関する訓練等</p> <p>県及び市町は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、医療救護班連絡会の開催や運営等に関する研修や訓練の実施に努める。</p> <p>5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄体制</p> <p>(1) 医薬品等</p> <p>県は、救急用の医薬品等の備蓄体制づくりを推進する。</p> <p>(2) 輸血用血液</p> <p>石川県赤十字血液センターは、県との連携を保ち、県内の主要医療機関等と協力し、輸血用血液を備蓄する。</p>	

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">体系</p>  <p>2 平常時の健康管理対策</p> <p>(1) 県及び市町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。</p> <p>(2) 市町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。</p> <p>(3) 県民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。</p> <p>3 災害時の健康管理体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 県は、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。</p> <p>イ 県は、災害が発生した場合に備え、県看護協会や県栄養士会等関係団体との連携体制、他都道府県への応援要請体制等を構築する。</p> <p>(2) 市町</p> <p>市町は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。</p> <p>4 情報連絡体制の整備</p> <p>県及び市町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>第17節 ころのケア体制の整備</p> <p style="text-align: center;">健康福祉部、市町</p>		

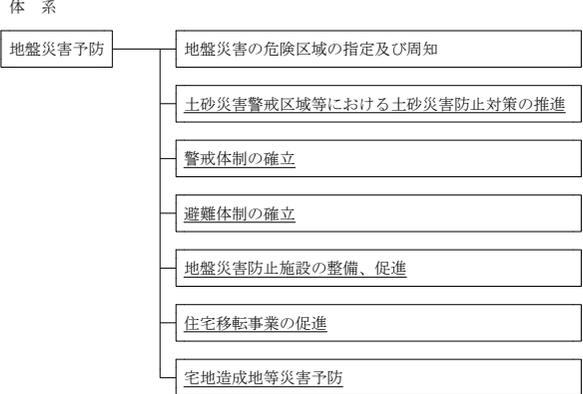
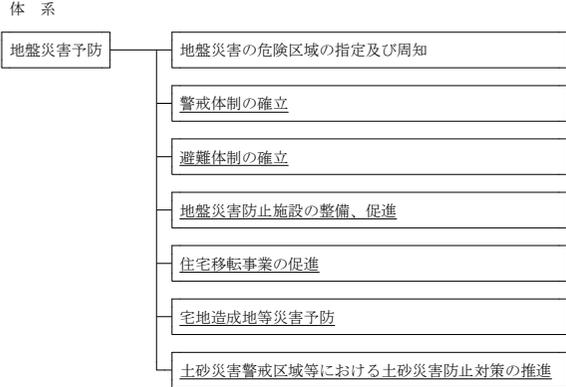
修正案	現行	備考
<p>1 基本方針</p> <p>災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。</p> <p>このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。</p> <p>体系</p>  <pre> graph LR A[災害時精神保健医療対策] --- B[こころのケア実施体制の整備] A --- C[災害時精神科医療体制の整備] A --- D[情報連絡体制の整備] </pre> <p>2 こころのケア実施体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 県は、被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、こころのケア活動マニュアルを作成し、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。</p> <p>イ 県は、県こころの健康センター、県立高松病院及び精神科医療機関等と連携、協力し、派遣・受入体制の確立に努める。</p> <p>(2) 市町</p> <p>ア 市町は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。</p> <p>イ 市町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。</p> <p>3 災害時精神科医療体制の整備</p> <p>災害により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、県は、精神科医療機関と協力し体制整備に努める。</p> <p>4 情報連絡体制の整備</p> <p>県及び市町、精神科医療機関は、平時から精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。</p>		

修正案	現行	備考
<p>第18節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。<u>なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</u> <u>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</u> (略)</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担 (1) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。 <u>また、県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制の整備を図る。</u> (2)～(4) (略)</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 (1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 <u>なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要援護者に配慮したものとなるよう留意する。</u> <u>また、栄養や食事形態など要援護者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。</u> <u>そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図る。</u> (2) 市町は、非常食の備蓄に努める。 <u>また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。</u></p>	<p>第15節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。 (略)</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担 (1) 県は、被災住民に給与する生活物資及び市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。 (略) (2)～(4) (略)</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 (1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 また、必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速・適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 <u>なお、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。</u> (2) 市町は、非常食の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行うとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。</p>	

修正案	現行	備考
<p>さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要援護者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。</p> <p>4 物資の集積、配送地の整備 県及び市町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。</p> <p>(1) 県は、災害の規模が甚大で市町が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地（1次集積所）を定める。</p> <p>(2) 市町は、避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（2次集積所）を定める。</p> <p>(3) 県及び市町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けの配送について、民間業者の活用を事前に検討しておく。</p> <p>5 (略)</p> <p>第19節 噴火災害予防 (略)</p> <p>第20節 農林水産災害予防 (略)</p> <p>第21節 干ばつ災害予防 (略)</p> <p>第22節 防災パトロール (略)</p> <p>【災害に強い県土づくり】</p> 	<p>また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。</p> <p>4 物資の集積、配送地の整備 県及び市町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給出来るようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定める。</p> <p>(1) 県は、災害の規模が甚大で市町が定める集配予定地のみによっては対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質等を勘案の上、交通上の利便の良い所に集配予定地を定める。</p> <p>(2) 市町は、避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>第17節 噴火災害予防 (略)</p> <p>第18節 農林水産災害予防 (略)</p> <p>第19節 干ばつ災害予防 (略)</p> <p>第20節 防災パトロール (略)</p> <p>【災害に強い県土づくり】</p> 	

修正案	現行	備考
<p>第23節 建築物等災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、<u>県及び市町等は、次の公共建築物等については、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。</u> (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第24節 公共施設災害予防</p> <p>1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、<u>主要な鉄道、道路、港湾、空港などの交通施設間の連携強化を図るなど、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。</u></p> <p>2 道路施設整備対策 災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。 このため、道路施設が災害時において、<u>救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。</u> また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、安全性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。</p> <p>(1) 道路の整備 災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。 また、災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、<u>信号機、看板</u>など施設の破損による二次的被害も考えられる。 このため、これらの災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所か</p>	<p>第21節 建築物等災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、<u>次の公共建築物等については、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。</u> (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第22節 公共施設災害予防</p> <p>1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、<u>災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。</u></p> <p>2 道路施設整備対策 災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。 このため、道路施設が災害時において、<u>避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施する。</u> また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、安全性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。</p> <p>(1) 道路の整備 災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。また、地下埋設物や電柱、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。 このため、これらの災害が想定される個所に対しては、緊急度の高い個所から順次対策工事を実施する。<u>また、災害時に孤立化のおそれがある地区に</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>ら順次対策工事等を実施する。 (削除) (2)～(3) (略)</p> <p>3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策 (1) (略) (2) 河川の整備 災害時におけるダム、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進する。 (略)</p> <p>4 公園、緑地等の整備対策 (略) (1) (略) (2) 地域防災拠点施設の整備 災害時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。</p> <p>5 上水道、下水道の整備対策 (1) 上水道の整備 災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。 <u>また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</u> (略)</p> <p>(2) 下水道の整備 住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の災害時における防災性の強化に努めるとともに、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。 また、新設する施設については、<u>災害に対する安全性を確保する。</u></p> <p>ア 施設の整備 (7) 管渠 <u>主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。</u> (略) (イ) ポンプ場、終末処理場 <u>ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるように安全性の強化を図る。</u> (略)</p> <p>イ 安全の確保 (7) 体制面の強化 a (略)</p>	<p><u>おいては、避難や救援に必要な道路の整備等に努める。</u> (2)～(3) (略)</p> <p>3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策 (1) (略) (2) 河川の整備 災害時におけるダム、えん堤等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進する。 (略)</p> <p>4 公園、緑地等の整備対策 (略) (1) (略) (2) 災害時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。</p> <p>5 上水道、下水道の整備対策 (1) 上水道の整備 災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。 (略)</p> <p>(2) 下水道の整備 住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の災害時における防災性の強化に努めるとともに、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。 また、新設する施設については、<u>安全性の強化に努める。</u></p> <p>ア 施設の整備 (7) 管渠 <u>地盤の軟弱な地区又は不均等な地区に敷設されている下水管渠を重点に、老朽化の著しいものから補強、整備する。</u> (略) (イ) ポンプ場、終末処理場 <u>ポンプ場、終末処理場と下水管渠の連結個所が老朽化している施設については、補強、整備する。</u> (略)</p> <p>イ 安全の確保 (7) 体制面の強化 a (略)</p>	

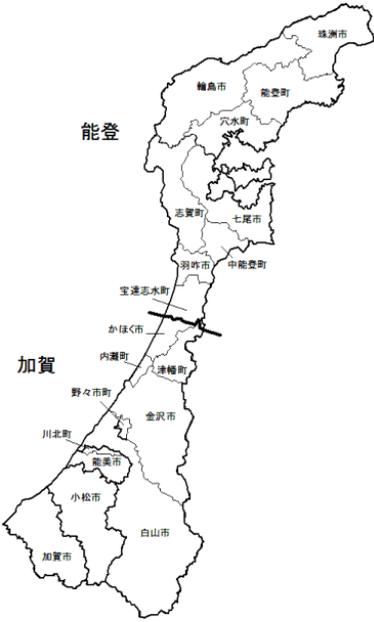
修正案	現行	備考
<p>b 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材の備蓄に努める。 (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第25節 地盤災害予防 1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p>  <p>2 (略)</p> <p>3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 (1) 土砂災害警戒区域における対策 ア (略) イ (略) また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等市町地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。 (以下略)</p> <p>4 警戒体制の確立 (1) 県及び市町は、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。 (2) 県は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、市町長が防災活動や住民等への避難勧告発令等の対応を適時適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難を支援するため、金沢地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表する。</p>	<p>b 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材の整備に努める。 (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第23節 地盤災害予防 1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p>  <p>2 (略)</p> <p>8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 (1) 土砂災害警戒区域における対策 ア (略) イ (略) また、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を配布する。 (以下略)</p> <p>3 警戒体制の確立 県及び市町は、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後に発表され、土砂災害の危険性が最も高いことを示す情報として位置付けられている。</p> <p>(3) 市町は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認められるときは、危険個所の巡視、警戒を行う。 また、当該危険個所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、<u>市町地域防災計画</u>にあらかじめ定めておく。 なお、<u>巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、降雨量の把握に努める。</u></p> <p>(4) 雨量計設置機関は、逐次情報の提供に努める。</p> <p>5 避難体制の確立 市町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。<u>避難勧告等の判断基準やその伝達手段等については、市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。</u> (略)</p> <p>6 地盤災害防止施設の整備、促進 (略)</p> <p>7 住宅移転事業の促進 (略)</p> <p>8 宅地造成地等災害予防 (略)</p> <p>第26節 防災資機材等の点検整備 (略)</p> <p>第27節 災害救助基金の積立 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 基本方針 知事又は市町長は、災害対策基本法第23条に基づき、災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。</p>	<p>市町は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認められるときは、危険個所の巡視、警戒を行う。 また、当該危険個所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制についてあらかじめ定めておく。 なお、<u>巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、降雨量の把握に努める。雨量計設置機関は、逐次情報の提供に努める。</u></p> <p>4 避難体制の確立 市町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。<u>避難勧告等の伝達手段、方法等については、あらかじめ定めておく。</u> (略)</p> <p>5 地盤災害防止施設の整備、促進 (略)</p> <p>6 住宅移転事業の促進 (略)</p> <p>7 宅地造成地等災害予防 (略)</p> <p>第24節 防災資機材等の点検整備 (略)</p> <p>第25節 災害救助基金の積立 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 基本方針 知事又は市町長は、災害対策基本法第23条に基づき、災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。</p>	

修正案	現行	備考																
<p>また、県、市町及び防災関係機関は、災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、<u>国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 災害対策本部 (1)～(7) (略) (8) <u>災害対策本部の所掌事務</u> <u>県本部の所掌事務</u></p> <div data-bbox="250 523 779 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の取りまとめに関すること。 ○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。 ○ 災害時における通信の確保に関すること。 ○ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。 ○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。 ○ <u>災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。</u> ○ <u>国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。</u> ○ 水防その他災害の緊急防ぎょ対策に関すること。 ○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。 ○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。 ○ 災害時における治安の確保に関すること。 ○ 災害の応急復旧対策に関すること。 ○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。 </div> <p>5～8 (略)</p> <p>9 <u>受援体制の確立</u> <u>県及び市町は、災害時の応援等受入れを想定し、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための受援計画の策定に努める。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（本章第12節「避難誘導」参照） (略) イ 災害時の医療救護に関する協定（本章第14節「災害医療及び救急医療」参照）</p> <table border="1" data-bbox="188 1283 943 1358"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (公社) 石川県医師会</td> <td>H 3. 11. 1</td> <td>076-239-3800</td> <td>076-239-3810</td> </tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (公社) 石川県医師会	H 3. 11. 1	076-239-3800	076-239-3810	<p>また、県、市町及び防災関係機関は、災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、<u>広域応援体制を確立する。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 災害対策本部 (1)～(7) (略) (8) <u>災害対策本部の掌握事務</u> <u>災害対策本部の掌握事務</u></p> <div data-bbox="1173 528 1760 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の取りまとめに関すること。 ○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。 ○ 災害時における通信の確保に関すること。 ○ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。 ○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。 ○ 水防その他災害の緊急防ぎょ対策に関すること。 ○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。 ○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。 ○ 災害時における治安の確保に関すること。 ○ 災害の応急復旧対策に関すること。 ○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。 </div> <p>5～8 (略)</p> <p>9 応援体制</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 ア 災害救助犬の出動に関する協定書（第12節「救助・救急活動」参照） (略) イ 災害時の医療救護に関する協定（第13節「災害医療及び救急医療」参照）</p> <table border="1" data-bbox="1164 1291 1904 1361"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (社) 石川県医師会</td> <td>H 3. 11. 1</td> <td>076-239-3800</td> <td>076-239-3810</td> </tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (社) 石川県医師会	H 3. 11. 1	076-239-3800	076-239-3810	
協定者	協定締結日	TEL	FAX															
石川県 (公社) 石川県医師会	H 3. 11. 1	076-239-3800	076-239-3810															
協定者	協定締結日	TEL	FAX															
石川県 (社) 石川県医師会	H 3. 11. 1	076-239-3800	076-239-3810															

修正案	現行	備考															
<p>ウ 災害時における医薬品の供給等に関する協定（本章第14節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>エ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定（本章第14節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>オ 災害時における医療機器の供給等に関する協定（本章第14節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>カ 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第16節「救助・救急活動」参照） （略）</p> <p>キ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定（本章第19節「災害警備及び交通規制」参照） （略）</p> <p>ク 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定（本章第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照）</p>	<p>ウ 災害時における医薬品の供給等に関する協定（第13節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>エ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定（第13節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>オ 災害時における医療機器の供給等に関する協定（第13節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>カ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定（第16節「災害警備及び交通規制」参照） （略）</p> <p>キ 災害時における応急対策工事に関する基本協定（第19節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略）</p> <p>ク 災害時における応援業務に関する協定（第19節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略）</p>																
<table border="1" data-bbox="255 738 880 858"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県葬祭業協同組合</td> <td>H22. 3. 31</td> <td>076-275-1400</td> <td>076-275-2967</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全国霊柩自動車協会石川県支部</td> <td>H22. 3. 31</td> <td>076-286-4444</td> <td>076-286-8562</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県葬祭業協同組合	H22. 3. 31	076-275-1400	076-275-2967		全国霊柩自動車協会石川県支部	H22. 3. 31	076-286-4444	076-286-8562		
協定者		協定締結日	TEL	FAX													
石川県	石川県葬祭業協同組合	H22. 3. 31	076-275-1400	076-275-2967													
	全国霊柩自動車協会石川県支部	H22. 3. 31	076-286-4444	076-286-8562													
<p>ケ 災害時における応急対策工事に関する基本協定（本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略）</p> <p>コ 災害時における応援業務に関する協定（本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略）</p> <p>サ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書（本章27節「輸送手段の確保」参照） （略）</p> <p>シ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書（本章第27節「輸送手段の確保」参照） （略）</p> <p>ス 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定（本章29節「防疫、保健衛生活動」参照） （略）</p> <p>セ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定（本章32節「住宅の応急対策」参照） （略）</p>	<p>ケ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（第20節「避難誘導」参照） （略）</p> <p>コ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書（第25節「輸送手段の確保」参照） （略）</p> <p>サ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書（第25節「輸送手段の確保」参照） （略）</p> <p>シ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定（「第26節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動」参照） （略）</p> <p>ス 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定（第31節「住宅の応急対策」参照） （略）</p>																

修正案	現行	備考																																																
<p>㇏ 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定（本章第32節「住宅の応急対策」参照）</p> <table border="1" data-bbox="226 288 918 421"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>(社) 石川県宅地建物取引業協会</td> <td>H18. 12. 27</td> <td>076-291-2255</td> <td>076-291-1118</td> </tr> <tr> <td>(社) 全日本不動産協会 石川県本部</td> <td>H21. 10. 1</td> <td>076-280-6223</td> <td>076-280-6224</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10 広域応援協力体制の確立 (略)</p> <p>11 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 予報、注意報、警報の細分区域</p> <p>(1) 細分区域に含まれる範囲</p> <table border="1" data-bbox="226 932 918 1129"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>区域内の市町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>加賀 金沢市・小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・川北町・津幡町・内灘町</td> </tr> <tr> <td>能登 七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="226 1182 878 1358"> <tr> <td>市町をまとめた地域の名称</td> </tr> <tr> <td>加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町</td> </tr> <tr> <td>加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町</td> </tr> <tr> <td>能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町</td> </tr> <tr> <td>能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町</td> </tr> </table> <p>(2) 予報細分区域地図</p> <p>ア 市町区分</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(社) 石川県宅地建物取引業協会	H18. 12. 27	076-291-2255	076-291-1118	(社) 全日本不動産協会 石川県本部	H21. 10. 1	076-280-6223	076-280-6224	一次細分区域	区域内の市町名	石川県	加賀 金沢市・小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・川北町・津幡町・内灘町	能登 七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町	沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）		市町をまとめた地域の名称	加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町	能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	<p>㇎ 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定（「第31節住宅の応急対策」参照）</p> <table border="1" data-bbox="1173 306 1904 406"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(社) 石川県宅地建物取引業協会</td> <td>H18. 12. 27</td> <td>076-291-2255</td> <td>076-291-1118</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>㇎ 広域応援協力体制の確立 (略)</p> <p>10 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 予報、注意報、警報の細分区域</p> <p>(1) 細分区域に含まれる範囲</p> <table border="1" data-bbox="1151 925 1850 1126"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>区域内の市町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>加賀 金沢市・小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・川北町・野々市町・津幡町・内灘町</td> </tr> <tr> <td>能登 七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1151 1182 1823 1358"> <tr> <td>市町をまとめた地域の名称</td> </tr> <tr> <td>加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町</td> </tr> <tr> <td>加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、川北町、野々市町</td> </tr> <tr> <td>能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町</td> </tr> <tr> <td>能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町</td> </tr> </table> <p>(2) 予報細分区域地図</p> <p>ア 市町区分</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(社) 石川県宅地建物取引業協会	H18. 12. 27	076-291-2255	076-291-1118	一次細分区域	区域内の市町名	石川県	加賀 金沢市・小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・川北町・野々市町・津幡町・内灘町	能登 七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町	沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）		市町をまとめた地域の名称	加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、川北町、野々市町	能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																														
石川県	(社) 石川県宅地建物取引業協会	H18. 12. 27	076-291-2255	076-291-1118																																														
	(社) 全日本不動産協会 石川県本部	H21. 10. 1	076-280-6223	076-280-6224																																														
一次細分区域	区域内の市町名																																																	
石川県	加賀 金沢市・小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・川北町・津幡町・内灘町																																																	
	能登 七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町																																																	
沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）																																																		
市町をまとめた地域の名称																																																		
加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町																																																		
加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町																																																		
能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町																																																		
能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																														
石川県	(社) 石川県宅地建物取引業協会	H18. 12. 27	076-291-2255	076-291-1118																																														
一次細分区域	区域内の市町名																																																	
石川県	加賀 金沢市・小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・川北町・野々市町・津幡町・内灘町																																																	
	能登 七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町																																																	
沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）																																																		
市町をまとめた地域の名称																																																		
加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町																																																		
加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、川北町、野々市町																																																		
能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町																																																		
能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町																																																		

修正案	現行	備考																
																		
<p>3 種類及び発表基準 (1) (略) ア 注意報、警報等の種類及び発表の基準</p> <table border="1" data-bbox="199 1029 840 1177"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表7の基準に到達することが 予想される場合である。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="199 1241 840 1465"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>なだれが発生して被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい 場合(昇温) ・積雪が100cm以上あって金沢の日平均気温5℃以上、又は 昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	大雪注意報	大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表7の基準に到達することが 予想される場合である。	種類	発表基準	なだれ注意報	なだれが発生して被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい 場合(昇温) ・積雪が100cm以上あって金沢の日平均気温5℃以上、又は 昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)。	<p>3 種類及び発表基準 (1) (略) ア 注意報、警報等の種類及び発表の基準</p> <table border="1" data-bbox="1191 1024 1818 1184"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 <u>24時間の降雪の深さが平地で25cm以上</u> <u>山地で50cm以上</u> になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1191 1248 1818 1471"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>なだれが発生して被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合 (昇温) ・積雪が100cm以上あって金沢の日平均気温5℃以上、又は 昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	大雪注意報	大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 <u>24時間の降雪の深さが平地で25cm以上</u> <u>山地で50cm以上</u> になると予想される場合	種類	発表基準	なだれ注意報	なだれが発生して被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合 (昇温) ・積雪が100cm以上あって金沢の日平均気温5℃以上、又は 昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)。	
種類	発表基準																	
大雪注意報	大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表7の基準に到達することが 予想される場合である。																	
種類	発表基準																	
なだれ注意報	なだれが発生して被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい 場合(昇温) ・積雪が100cm以上あって金沢の日平均気温5℃以上、又は 昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)。																	
種類	発表基準																	
大雪注意報	大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 <u>24時間の降雪の深さが平地で25cm以上</u> <u>山地で50cm以上</u> になると予想される場合																	
種類	発表基準																	
なだれ注意報	なだれが発生して被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合 (昇温) ・積雪が100cm以上あって金沢の日平均気温5℃以上、又は 昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)。																	

修正案

種類	発表基準
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表6の基準に到達することが予想される場合

別表1～4 野々市市
別表5 (略)

別表6 大雪警報基準

市町をまとめた地域	市町	12時間降雪の深さ(cm)	
		平地	山地
加賀北部	金沢市	25	55
	かほく市	25	55
	津幡町	25	55
	内灘町	25	-
加賀南部	小松市	30	55
	加賀市	30	55
	白山市	30	55
	能美市	30	55
	野々市市	30	-
川北町	川北町	30	-
	輪島市	30	45
能登北部	珠洲市	30	45
	穴水町	30	45
	能登町	30	45
	七尾市	30	45
能登南部	羽咋市	30	45
	志賀町	30	45
	宝達志水町	30	45
	中能登町	30	45
	中能登町	30	45

別表7 大雪注意報基準

市町をまとめた地域	市町	12時間降雪の深さ(cm)	
		平地	山地
加賀北部	金沢市	15	35
	かほく市	15	35
	津幡町	15	35
	内灘町	15	-
加賀南部	小松市	20	35
	加賀市	20	35
	白山市	20	35
	能美市	20	35
	野々市市	20	-
川北町	川北町	20	-
	輪島市	20	30
能登北部	珠洲市	20	30
	穴水町	20	30
	能登町	20	30
	七尾市	15	30
能登南部	羽咋市	15	30
	志賀町	15	30
	宝達志水町	15	30
	中能登町	15	30
	中能登町	15	30

イ 記録的短時間大雨情報

(ア) アメダス雨量又は解析雨量の1時間雨量加賀が100mm以上、能登100mm以上となった場合は、直ちに記録的短時間大雨情報を発表する。

(イ)～(ウ) (略)

4～9 (略)

10 土砂災害緊急情報

国及び県は、大規模な土砂災害が急迫している場合、土砂災害緊急情報を発表し、被害の想定される区域及び時期について、市町に通知するとともに一般に周知する。

(1) 国が通知及び周知を行う特に高度な土砂災害とは、以下のものをいう。

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする大規模な土石流

イ 河道閉塞による湛水

ウ 火山噴火に起因する大規模な土石流

現行

種類	発表基準
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で50cm以上 山地で100cm以上 になると予想される場合

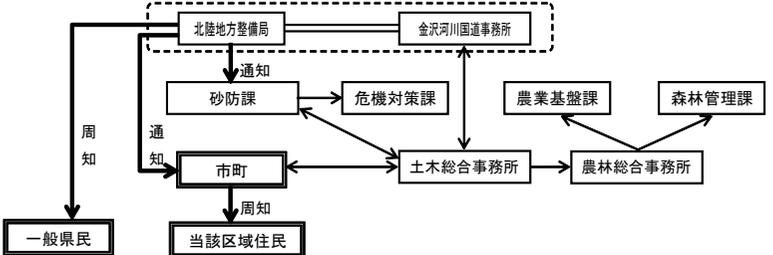
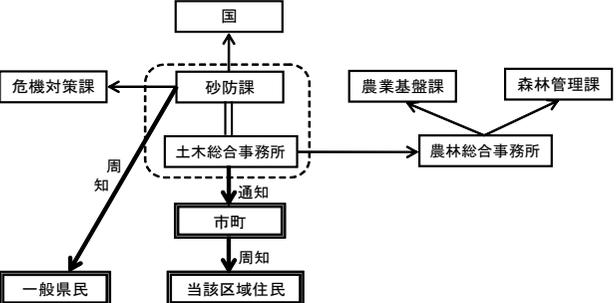
別表1～4 野々市市
別表5 (略)

イ 記録的短時間大雨情報

(ア) アメダス雨量又は解析雨量の1時間雨量加賀が80mm以上、能登90mm以上となった場合は、直ちに記録的短時間大雨情報を発表する。

(イ)～(ウ) (略)

4～9 (略)

修正案	現行	備考
<p>(2) 県が通知及び周知を行うその他の土砂災害とは、大規模な地すべりをいう。</p> <p>11 その他の警告等 知事、市町長その他防災機関の責任者は、3から10以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告を行う。</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 災害予警報別の伝達 1～8 (略)</p> <p>9 土砂災害緊急情報の伝達 国または県は、大規模な土砂災害が急迫している場合には、緊急調査の結果に基づき、土砂災害緊急情報を次のとおり速やかに関係機関に伝達する。</p> <p>(1) 国が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図</p>  <p>(2) 県が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図</p> 	<p>10 その他の警告等 知事、市町長その他防災機関の責任者は、3から9以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告を行う。</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 災害予警報別の伝達 1～8 (略)</p>	

修正案	現行	備考												
<p>10 特殊事業者等が利用する気象警報等の伝達 (略)</p> <p>11 知事、市町長、その他の機関が行う警告等の伝達 (略)</p> <p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県(本庁)・県教育委員会</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集するものとする。</p> <p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 警察</p> <p>(ウ)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部警備課、警察署においては警備課が行う。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1" data-bbox="174 1230 931 1350"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td> <td>・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪情勢</td> <td>警備課</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	主管課	警察本部	・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪情勢	警備課	<p>9 特殊事業者等が利用する気象警報等の伝達 (略)</p> <p>10 知事、市町長、その他の機関が行う警告等の伝達 (略)</p> <p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県(本庁)・県教育委員会</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集するものとする。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 警察</p> <p>(ウ)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部警備課、警察署においては地域課(係)が行う。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1" data-bbox="1099 1230 1865 1350"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td> <td>・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪防止に関し執った措置</td> <td>警備課</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	主管課	警察本部	・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪防止に関し執った措置	警備課	
部	調査事項	主管課												
警察本部	・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪情勢	警備課												
部	調査事項	主管課												
警察本部	・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪防止に関し執った措置	警備課												

修正案	現行	備考																																										
<p>3 収集すべき情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告の要領 ア～ウ (略)</p> <p>エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 (略)</p> <p>(7) 通信設備の優先利用等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="188 1023 967 1174"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>警察本部</td> <td>S38.11.1</td> <td>076-225-0110</td> <td>内線 6069</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道(株) 金沢支社</td> <td>S62.4.1</td> <td>076-253-5204</td> <td>076-253-5207</td> </tr> <tr> <td>北陸電力(株)石川支店</td> <td>S38.12.27</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <table border="1" data-bbox="188 1337 974 1422"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td>金沢港湾・空港整備事務所 所 沿岸防災対策官</td> <td>〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	警察本部	S38.11.1	076-225-0110	内線 6069	西日本旅客鉄道(株) 金沢支社	S62.4.1	076-253-5204	076-253-5207	北陸電力(株)石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755	所 属	連絡担当者	所在地	北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所 所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1	<p>3 収集すべき情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告の要領 ア～ウ (略)</p> <p>(略)</p> <p>第7節 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 (略)</p> <p>(7) 通信設備の優先利用等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1167 1023 1879 1179"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>警察本部</td> <td>S38.11.1</td> <td>076-225-0110</td> <td>076-225-0233</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道(株)</td> <td>S62.4.1</td> <td>076-253-5204</td> <td>076-253-5207</td> </tr> <tr> <td>北陸電力(株)石川支店</td> <td>S38.12.27</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	警察本部	S38.11.1	076-225-0110	076-225-0233	西日本旅客鉄道(株)	S62.4.1	076-253-5204	076-253-5207	北陸電力(株)石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																								
石川県	警察本部	S38.11.1	076-225-0110	内線 6069																																								
	西日本旅客鉄道(株) 金沢支社	S62.4.1	076-253-5204	076-253-5207																																								
	北陸電力(株)石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755																																								
所 属	連絡担当者	所在地																																										
北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所 所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1																																										
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																								
石川県	警察本部	S38.11.1	076-225-0110	076-225-0233																																								
	西日本旅客鉄道(株)	S62.4.1	076-253-5204	076-253-5207																																								
	北陸電力(株)石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755																																								

修正案	現行	備考												
<table border="1" data-bbox="190 225 972 328"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社中日新聞社北陸本社</td> <td>制作部長</td> <td>〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="91 376 327 464">イ～エ (略) (4)～(8) (略) 3 (略)</p> <p data-bbox="85 491 259 520">第8節 (略)</p> <p data-bbox="85 550 304 579">第9節 災害広報</p> <p data-bbox="91 609 259 638">1～2 (略)</p> <p data-bbox="91 668 288 697">3 広報の内容</p> <p data-bbox="103 697 396 754">(1) (略) (2) 被災者に対する広報</p> <div data-bbox="152 798 981 1023" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 市町地域内における災害の発生等被害状況の概要 <input type="radio"/> 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等 <input type="radio"/> 医療機関の診療状況 <input type="radio"/> 電気等ライフラインの復旧状況 <input type="radio"/> 交通機関等の復旧状況 <input type="radio"/> 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応 <input type="radio"/> 被災者生活支援に関する情報 <input type="radio"/> 犯罪情勢及び予防対策 </div> <p data-bbox="91 1136 277 1165">4 広報手段等</p> <p data-bbox="103 1165 318 1222">(1) (略) (2) 各種情報提供</p> <p data-bbox="125 1222 1037 1310">県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。</p> <p data-bbox="125 1310 1037 1457">また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p>	所 属	連絡担当者	所在地	株式会社中日新聞社北陸本社	制作部長	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30	<table border="1" data-bbox="1115 225 1901 328"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社中日新聞社北陸本社</td> <td>製作部課長</td> <td>〒920-8573 金沢市香林坊2-7-15</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1059 376 1294 464">イ～エ (略) (4)～(8) (略) 3 (略)</p> <p data-bbox="1048 491 1223 520">第8節 (略)</p> <p data-bbox="1048 550 1267 579">第9節 災害広報</p> <p data-bbox="1055 609 1223 638">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1055 668 1252 697">3 広報の内容</p> <p data-bbox="1066 697 1359 754">(1) (略) (2) 被災者に対する広報</p> <div data-bbox="1137 798 1939 981" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 市町地域内における災害の発生等被害状況の概要 <input type="radio"/> 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等 <input type="radio"/> 医療機関の診療状況 <input type="radio"/> 電気等ライフラインの復旧状況 <input type="radio"/> 交通機関等の復旧状況 <input type="radio"/> 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応 </div> <p data-bbox="1055 1136 1240 1165">4 広報手段等</p> <p data-bbox="1066 1165 1281 1222">(1) (略) (2) 各種情報提供</p> <p data-bbox="1088 1222 2000 1310">県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。</p> <p data-bbox="1088 1310 2000 1367">また、市町は、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する情報提供にも努める。</p>	所 属	連絡担当者	所在地	株式会社中日新聞社北陸本社	製作部課長	〒920-8573 金沢市香林坊2-7-15	
所 属	連絡担当者	所在地												
株式会社中日新聞社北陸本社	制作部長	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30												
所 属	連絡担当者	所在地												
株式会社中日新聞社北陸本社	製作部課長	〒920-8573 金沢市香林坊2-7-15												

修正案	現行	備考
<p>なお、市町は、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する情報提供にも努める。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 紙媒体の活用</p> <p>エ 臨時広報誌の発行</p> <p>オ 相談窓口による情報提供</p> <p>カ 臨時災害FM局の活用</p> <p>5 (略)</p> <p>第10節 消防活動 1～5 (略)</p> <p>6 惨事ストレス対策 <u>救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</u> <u>また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。</u></p> <p>第11節 (略)</p> <p>《第3章第16節へ移動》 《第3章第14節へ移動》 《第3章第17節へ移動》 《第3章第18節へ移動》 《第3章第19節へ移動》 《第3章第20節へ移動》 《第3章第21節へ移動》 《第3章第22節へ移動》</p> <p>第12節 避難誘導 1～2 (略)</p> <p>3 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知 (1)～(2) (略) (3) 住民への周知 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線、<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u>、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。</p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 臨時広報誌の発行</p> <p>エ 相談窓口による情報提供</p> <p>オ 臨時災害FM局の活用</p> <p>5 (略)</p> <p>第10節 消防活動 1～5 (略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節 救助・救急活動</p> <p>第13節 災害医療及び救急医療</p> <p>第14節 水防活動</p> <p>第15節 災害救助法の適用</p> <p>第16節 災害警備及び交通規制</p> <p>第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬</p> <p>第18節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第19節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第20節 避難誘導 1～2 (略)</p> <p>3 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知 (1)～(2) (略) (3) 住民への周知 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。</p>	

修正案	現行	備考
<p>4～6 (略)</p> <p>7 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。 また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。</p> <p>8 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 <u>また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>イ 避難生活の対象者</p> <div data-bbox="264 751 584 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="radio"/> 住居等の被災者 <input type="radio"/> 避難勧告などの対象地域の居住者 <input type="radio"/> 帰宅できない旅行者、迷い人等 </div> <p>ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。</p> <div data-bbox="188 892 846 1018" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="radio"/> 避難所の名称 <input type="radio"/> 避難所開設の日時及び場所 <input type="radio"/> 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者も含める。） <input type="radio"/> 開設期間の見込み <input type="radio"/> 必要な救助・救援の内容 </div> <p>エ 避難所の運営</p> <div data-bbox="241 1091 831 1469" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="radio"/> 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。 <input type="radio"/> 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。 <input type="radio"/> 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。 <input type="radio"/> 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 <input type="radio"/> <u>被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</u> </div>	<p>4～6 (略)</p> <p>7 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難に心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。 また、地域住民も積極的に協力する。</p> <p>8 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。</p> <p>イ 避難生活の対象者</p> <div data-bbox="1272 746 1585 818" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="radio"/> 住居等の被災者 <input type="radio"/> 避難勧告などの対象地域の居住者 <input type="radio"/> 帰宅できない旅行者等 </div> <p>ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。</p> <div data-bbox="1261 892 1648 1018" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="radio"/> 避難所の名称 <input type="radio"/> 避難所開設の日時及び場所 <input type="radio"/> 世帯数及び人員 <input type="radio"/> 開設期間の見込み <input type="radio"/> 必要な救助・救援の内容 </div> <p>エ 避難所の運営</p> <div data-bbox="1198 1139 1877 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="radio"/> 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。 <input type="radio"/> 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。 <input type="radio"/> 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。 <input type="radio"/> 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 </div>	

修正案	現行	備考
<p>オ 仮設トイレの設置 市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。 なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p> <p>カ 災害時要援護者に対する配慮 市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>キ 災害時要援護者等の健康管理 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、災害時要援護者等の健康管理に努める。 なお、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</p> <p>ク 二次避難支援の実施 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>ケ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>コ 旅館・ホテル等の活用 市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化にかん</p>	<p>オ 仮設トイレの設置 市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。 なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p> <p>カ 災害時要援護者に対する配慮 避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。 また、避難所での生活が災害時要援護者の生活に著しく障害になっている場合は、適切な二次的避難所があっせんするほか、必要に応じて旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。</p> <p>キ 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。 また、市町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、災害時要援護者等の健康管理に努める。</p> <p>ク 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた避難所の運営管理に十分留意する。</p>	

修正案	現行	備考
<p><u>がみ、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</u></p> <p>セ <u>避難者の住生活の早期確保</u> <u>避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。</u></p> <p>(2) 県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて、支援及び調整を行う。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示する。 <u>市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>10 帰宅困難者対策 <u>県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</u> (略)</p> <p>《第3章第23節へ移動》 《第3章第24節へ移動》 《第3章第25節へ移動》 《第3章第26節へ移動》 《第3章第27節へ移動》 《第3章第29節へ移動》</p> <p>第13節 災害時要援護者の安全確保</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策 (1)～(2) (略)</p>	<p>ケ <u>避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。</u></p> <p>(2) 県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて、支援及び調整を行う。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町に必要な応援等することを指示する。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 帰宅困難者対策 <u>県及び市町は、大規模災害時により交通が途絶したときに、通勤、通学者や観光客の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請する。</u> (略)</p> <p>第21節 給水活動 第22節 食料の供給 第23節 生活必需品の供給 第24節 障害物の除去 第25節 輸送手段の確保 第26節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動</p> <p>第27節 災害時要援護者の安全確保</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策 (1)～(2) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 (略)</p> <p>ア 被災状況等の把握 避難所及び災害時要援護者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。</p> <p>イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の災害時要援護者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。</p> <p>(4) 二次避難支援の実施</p> <p>ア 市町 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>イ 県 市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>3 社会福祉施設等における対策</p> <p>(1) 施設被災時の安全確認及び避難等 施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。 入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。 また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。 なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 被災報告等 施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。</p> <p>(3) 施設の使用が不能になった場合の措置 施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。</p>	<p>(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 (略)</p> <p>ア 被災状況等の把握 避難所及び災害時要援護者の自宅等に保健師やホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。</p> <p>イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の災害時要援護者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。</p> <p>3 社会福祉施設等における対策</p> <p>(1) 施設被災時の安全確認及び避難等 施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。 入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。 また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。 なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 被災報告等 施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。</p> <p>(3) 施設の使用が不能になった場合の措置 施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。</p>	

修正案	現行	備考
<p>県及び市町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。</p> <p>4 医療機関における対策</p> <p>(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等 <u>病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。</u> <u>患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。</u> <u>また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。</u></p> <p>(2) 被災報告等 <u>管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。</u> <u>この場合、石川県災害・救急医療情報システムに参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。</u></p> <p>(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置 <u>管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び市町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。</u> <u>県及び市町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。</u></p> <p>5 外国人に対する対策 (略)</p> <p>第14節 災害医療及び救急医療</p> <p>1 基本方針 災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想されるので、<u>県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。</u></p> <p>2 情報収集・提供</p> <p>ア 県は、<u>石川県災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、県医師会等の医療関係団体、医療関係機関(大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等)への情報提供を行う。</u> <u>なお、住民等への情報提供については、「第9節 災害広報」による。</u></p>	<p>県及び市町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。</p> <p>4 外国人に対する対策 (略)</p> <p>第13節 災害医療及び救急医療</p> <p>1 基本方針 災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想されるので、<u>市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。</u></p> <p>3 情報収集・提供 県は、<u>災害・救急医療情報システム及び災害時優先電話などにより、医療機関の被災状況、診療応需状況、空床状況、血清製剤、医薬品の備蓄、調達状況等を把握し、関係機関及び住民等への情報提供を行う。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>イ 県は、石川県災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。</p> <p>石川県災害・救急医療情報システム ○ (略) ○ システム参加機関 医療機関 61、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 ○ 災害時情報 患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等</p> <p style="text-align: center;">災害・救急医療情報システム概念図</p>	<p>石川県災害・救急医療情報システム ○ (略) ○ システム参加機関 医療機関 62、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 ○ 災害時情報 診療可否状況、医薬品等在庫状況、ライフライン状況、ボランティア情報等</p> <p style="text-align: center;">石川県災害・救急医療情報システム概念図</p>	

修正案	現行	備考
<p>3 <u>DMA T・医療救護班派遣・受入体制</u></p> <p>(1) <u>市町</u></p> <p>ア <u>市町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会及び市町立病院等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。</u></p> <p>イ (略) (削除)</p> <p>(2) <u>県</u></p> <p>ア <u>災害医療支援室の設置</u></p> <p>(7) <u>県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を石川県災害・救急医療情報システム及び市町等から把握する。</u></p> <p>(イ) <u>県は、必要に応じて、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の連携を図るため、ネットワーク会議を開催する。</u></p> <p>イ <u>県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMA Tを派遣するほか、医療救護班を派遣する。</u></p> <p>ウ <u>DMA Tの派遣</u></p> <p>(7) <u>県は、石川DMA Tが出勤し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、又は市町から派遣要請があった場合は、石川DMA T指定病院に対して石川DMA Tの出勤を要請する。</u></p> <p>(イ) <u>県は、20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる災害の場合は、国及び他の都道府県にDMA Tの派遣を要請する。</u></p> <p>(ウ) <u>県は、必要に応じて、災害医療支援室の下にDMA T活動支援室を設置する。</u></p> <p>(エ) <u>県は、必要に応じて、DMA Tの活動拠点（災害拠点病院・SCU等）ごとにDMA T活動拠点連絡会を設置する。</u></p> <p>エ <u>医療救護班の派遣</u></p> <p>(7) <u>災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。</u></p> <p>(イ) <u>災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室からの要請に基づき、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</u></p> <p>(ウ) <u>医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会（JMAT）、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</u></p>	<p>2 <u>実施体制</u></p> <p>(1) <u>市町</u></p> <p>ア <u>市町長は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会及び市町立病院等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置するとともに、随時、医療救護班連絡会を開催し、被災地における医療救護活動の連絡・調整を行う。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>市町長は、患者の搬送や医薬品及び輸血用血液の手配等、医療救護活動の実施に当たり必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(2) <u>県</u></p> <p>ア <u>県は、市町長から派遣要請があった場合、又は医療救護の必要を認め た場合には、医療救護班を派遣する。</u></p> <p>イ <u>医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合には、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、<u>国に災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣等</u>を要請する。</u></p>	

修正案	現行	備考														
<p>(イ) 県は、必要に応じて、地域別に、地域医療救護活動支援室を設置し、災害医療支援室や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。</p> <p>(オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や精神保健医療班（こころのケアチーム）等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。</p> <p>(削除)</p> <p>オ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア 石川DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMATを待機させる。</p> <p>イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。</p> <p>石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="353 946 784 1062"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金沢大学附属病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢医科大学病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>県立中央病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 石川DMAT指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川DMATを出動させる。 この場合、石川DMATを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。</p> <p>エ DMA Tの業務内容</p> <p>(7) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）</p> <p>(イ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）</p> <p>(ウ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）</p> <p>(エ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）</p>	協定者	協定締結日	石川県		金沢大学附属病院	H22.4.1	金沢医科大学病院	H22.4.1	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1	公立能登総合病院	H22.4.1	県立中央病院	H22.4.1	<p>ウ 保健所は、市町災害対策本部の医療担当部署に対し、医療救護活動の連絡・調整等にかかる技術的な支援を行うとともに、市町の医療救護の調整業務に支障が生じた場合は、当該業務を補完する。</p> <p>エ 県は、医療救護活動が円滑に行われるために必要と認める時は、国や医療機関との調整などに関し、県医師会等の協力を得つつ、医療救護班の立ち上げや運営等の総合調整に努める。</p> <p>オ 保健福祉センター及び地域センターは、保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として関係機関と積極的に連携を図り、地域における保健衛生活動の総合的な調整を行う。</p> <p>カ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療救護ボランティアとの連絡調整を行い、医療救護ボランティアの積極的な活用を図る。</p>	
協定者	協定締結日															
石川県																
金沢大学附属病院	H22.4.1															
金沢医科大学病院	H22.4.1															
国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1															
公立能登総合病院	H22.4.1															
県立中央病院	H22.4.1															

修正案	現行	備考																																																																
<p>オ <u>DMA Tの情報共有</u> DMA Tは、石川県災害・救急医療情報システム及び広域災害医療情報システム（DMA T管理）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMA Tの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。</p> <p>(4) <u>災害拠点病院</u> ア <u>下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="331 517 808 927"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>イ <u>医療救護班の業務内容</u> (ア) <u>傷病者のトリアージ</u> (イ) <u>傷病者に対する応急措置</u> (ウ) <u>重症者の後方病院への搬送手続き</u> (エ) <u>救護所における診療</u> (オ) <u>避難所等の巡回診療</u> (カ) <u>被災地の病院支援</u> (キ) <u>その他必要な事項</u></p>	種 別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	<p>7 <u>災害拠点病院</u> 次の災害拠点病院は、<u>重傷病者の受け入れ及び搬出、医療救護チームの派遣及び地域の医療機関への応急用資材の貸出等を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1153 523 1910 916"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> <th>医療圏</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基幹災害 医療センター</td> <td>県立中央病院</td> <td>076-237-8211</td> <td>076-238-5366</td> <td>石川中央</td> </tr> <tr> <td>小松市民病院</td> <td>0761-22-7111</td> <td>0761-22-7199</td> <td>南加賀</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">地域災害 医療センター</td> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> <td>076-262-4161</td> <td>076-222-2758</td> <td>石川中央</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> <td>076-245-2600</td> <td>076-245-2690</td> <td>石川中央</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> <td>076-242-8131</td> <td>076-243-7552</td> <td>石川中央</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> <td>0767-52-6611</td> <td>0767-52-9225</td> <td>能登中部</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> <td>0768-22-2222</td> <td>0768-22-6598</td> <td>能登北部</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> <td>0768-82-1181</td> <td>0768-82-1191</td> <td>能登北部</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>医療救護班派遣体制</u> 災害時における医療救護は、<u>一義的には市町が実施する。県はこれを応援・補完する立場から医療救護班を編成し、市町からの要請があった場合、又は必要と認める場合にこれを派遣する。</u></p> <p>(1) <u>医療救護班の業務内容</u></p> <table border="1" data-bbox="1128 1187 1933 1366"> <tbody> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>傷病者のトリアージ</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>傷病者に対する応急措置</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>重症者の後方病院への搬送手続き</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>災害初期に自主的に参集した救護班の配置調整、情報提供</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>医療救護活動の記録</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	病院名	TEL	FAX	医療圏	基幹災害 医療センター	県立中央病院	076-237-8211	076-238-5366	石川中央	小松市民病院	0761-22-7111	0761-22-7199	南加賀	地域災害 医療センター	国立病院機構金沢医療センター	076-262-4161	076-222-2758	石川中央	金沢市立病院	076-245-2600	076-245-2690	石川中央	金沢赤十字病院	076-242-8131	076-243-7552	石川中央	公立能登総合病院	0767-52-6611	0767-52-9225	能登中部	市立輪島病院	0768-22-2222	0768-22-6598	能登北部	珠洲市総合病院	0768-82-1181	0768-82-1191	能登北部	<input type="radio"/>	傷病者のトリアージ	<input type="radio"/>	傷病者に対する応急措置	<input type="radio"/>	重症者の後方病院への搬送手続き	<input type="radio"/>	災害初期に自主的に参集した救護班の配置調整、情報提供	<input type="radio"/>	医療救護活動の記録	<input type="radio"/>	その他必要な事項	
種 別	病院名																																																																	
基幹災害拠点病院	県立中央病院																																																																	
地域災害拠点病院	小松市民病院																																																																	
	国立病院機構金沢医療センター																																																																	
	金沢市立病院																																																																	
	金沢赤十字病院																																																																	
	公立能登総合病院																																																																	
	公立羽咋病院																																																																	
	市立輪島病院																																																																	
	珠洲市総合病院																																																																	
種 別	病院名	TEL	FAX	医療圏																																																														
基幹災害 医療センター	県立中央病院	076-237-8211	076-238-5366	石川中央																																																														
	小松市民病院	0761-22-7111	0761-22-7199	南加賀																																																														
地域災害 医療センター	国立病院機構金沢医療センター	076-262-4161	076-222-2758	石川中央																																																														
	金沢市立病院	076-245-2600	076-245-2690	石川中央																																																														
	金沢赤十字病院	076-242-8131	076-243-7552	石川中央																																																														
	公立能登総合病院	0767-52-6611	0767-52-9225	能登中部																																																														
	市立輪島病院	0768-22-2222	0768-22-6598	能登北部																																																														
	珠洲市総合病院	0768-82-1181	0768-82-1191	能登北部																																																														
	<input type="radio"/>	傷病者のトリアージ																																																																
<input type="radio"/>	傷病者に対する応急措置																																																																	
<input type="radio"/>	重症者の後方病院への搬送手続き																																																																	
<input type="radio"/>	災害初期に自主的に参集した救護班の配置調整、情報提供																																																																	
<input type="radio"/>	医療救護活動の記録																																																																	
<input type="radio"/>	その他必要な事項																																																																	

修正案	現行	備考																															
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>ウ 医療救護班の情報共有 <u>医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、石川県災害・救急医療情報システム及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。</u></p> <p>エ <u>災害拠点病院は、他のDMAT及び他の医療機関の医療救護班の受け入れを行う。</u></p> <p>(5) 公立病院等 <u>ア 公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</u> <u>イ 公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受け入れを行う。</u></p> <p>(6) 県医師会 ア～イ (略) (削除)</p> <p>災害時の医療救護に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="280 1337 734 1409"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社)石川県医師会</td> <td>H 3.11. 1</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	石川県	(公社)石川県医師会	H 3.11. 1	<p>(注) トリアージとは、被災地において、限られた人的・物的資源を最も有効に活用して、できるだけ多数の傷病者に最善の医療を実施するため、傷病者を傷病の緊急度と重傷度により、「最優先治療群(重傷)」、「非緊急治療群(中等傷)」、「軽処置群(軽傷)」、「死亡群」に分類し、治療優先度を定める行為である。</p> <p>トリアージの実施基準</p> <table border="1" data-bbox="1220 359 1657 502"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>優先順位</th> <th>識別票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最優先治療群(重傷)</td> <td>第1</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>非緊急治療群(中等症)</td> <td>第2</td> <td>黄</td> </tr> <tr> <td>軽処置群(軽傷)</td> <td>第3</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>死亡群</td> <td>第4</td> <td>黒</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療救護班の派遣</p> <p><u>○ 医療救護班の派遣は、市町及び県災害対策本部の指示に基づき行う。</u> <u>○ 県は、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院、救護所の被害状況等を災害・救急医療情報システム及び市町等から把握する。</u> <u>○ 医療救護班の派遣は、被災地の状況に応じ適切な場所に順次行う。</u> <u>○ 医療救護班の派遣は、発災後における応急措置がおおむね完了するまでの間とする。</u></p> <p>2 実施体制 (3) 県医師会 ア～イ (略) <u>ウ 県医師会長は、派遣した医療救護班の現場における医療救護活動の総合調整を行う。</u></p> <p>災害時の医療救護に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1205 1345 1814 1409"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(社)石川県医師会</td> <td>H 3.11. 1</td> <td>076-239-3800</td> <td>076-239-3810</td> </tr> </tbody> </table>	分類	優先順位	識別票	最優先治療群(重傷)	第1	赤	非緊急治療群(中等症)	第2	黄	軽処置群(軽傷)	第3	緑	死亡群	第4	黒	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(社)石川県医師会	H 3.11. 1	076-239-3800	076-239-3810	
協定者		協定締結日																															
石川県	(公社)石川県医師会	H 3.11. 1																															
分類	優先順位	識別票																															
最優先治療群(重傷)	第1	赤																															
非緊急治療群(中等症)	第2	黄																															
軽処置群(軽傷)	第3	緑																															
死亡群	第4	黒																															
協定者		協定締結日	TEL	FAX																													
石川県	(社)石川県医師会	H 3.11. 1	076-239-3800	076-239-3810																													

修正案	現行	備考						
<p>4 救護所の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、必要に応じて、<u>県歯科医師会の協力により、歯科医療の確保に配慮する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 災害時後方医療体制</p> <p>ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、<u>災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。</u></p> <p>イ <u>災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応用資機材の貸出し等を行う。</u></p> <p>6 重症患者等の搬送体制</p> <p>(1) 搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。 (略)</p> <p>(2) 搬送の実施</p> <p>ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市町又は県に要請する。 原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市町が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市町が対応する。</p> <p>イ <u>重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。</u> なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、本章第8節「消防防災ヘリコプターの活用」及び「第11節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p> <p>7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>(1) 医療施設・救護所 医療施設の管理者及び救護所の責任者は、<u>透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、当該市町災害対策本部に調達を要請する。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>5 救護所の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、<u>一般の救護所での医療活動とは別に、必要に応じて、保健所等に精神科救護所を設置するほか、石川県歯科医師会の協力により、歯科医療の確保にも配慮する。</u> なお、<u>精神科救護所の活動については、「第30節 心のケア活動」による。</u></p> <table border="1" data-bbox="1272 395 1774 475"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)石川県歯科医師会</td> <td>076-251-1010</td> <td>076-251-6450</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>6 災害時後方医療体制</p> <p>医療施設又は救護所では対応できない重傷患者や特殊な医療を要する患者については、<u>災害拠点病院や大学附属病院等に搬送し、治療を行う。</u></p> <p>8 重傷患者の搬送体制</p> <p>(1) 搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。 (略)</p> <p>(2) 搬送の実施</p> <p>災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市町又は県に要請する。 原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市町が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市町が対応する。 なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、本章第8節「消防防災ヘリコプターの活用」及び第11節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p> <p>9 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>(1) 医療施設・救護所 医療施設の管理者及び救護所の責任者は、<u>医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、当該市町災害対策本部に調達を要請する。</u></p> <p>(2) (略)</p>	団体名	TEL	FAX	(社)石川県歯科医師会	076-251-1010	076-251-6450	
団体名	TEL	FAX						
(社)石川県歯科医師会	076-251-1010	076-251-6450						

修正案	現行	備考																																																																						
<p>(3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 (略)</p> <p>(7) 災害時における医薬品の供給等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="295 379 824 475"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県薬業卸協同組合</td> <td>H 8. 11. 13</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 災害時における衛生材料の供給等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="295 529 824 625"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県医療品卸商組合</td> <td>H 8. 11. 13</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 災害時における医療機器の供給等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="295 679 824 775"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県医療機器協会</td> <td>H 8. 11. 13</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 輸血用血液 (略)</p> <table border="1" data-bbox="327 951 743 1155"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>血液センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>石川県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>愛知県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td>富山県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td>福井県赤十字血液センター</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	石川県	石川県薬業卸協同組合	H 8. 11. 13	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	優先順位	血液センター	1	石川県赤十字血液センター	2	愛知県赤十字血液センター	富山県赤十字血液センター	福井県赤十字血液センター	<p>(3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 (略)</p> <p>(7) 災害時における医薬品の供給等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1169 386 1935 481"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県薬業卸協同組合</td> <td>H 8. 11. 13</td> <td>076-266-4141</td> <td>076-266-4113</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 災害時における衛生材料の供給等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1169 536 1935 632"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県医療品卸商組合</td> <td>H 8. 11. 13</td> <td>076-231-5747</td> <td>076-262-5056</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 災害時における医療機器の供給等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1169 686 1935 782"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県医療機器組合</td> <td>H 8. 11. 13</td> <td>076-222-6531</td> <td>076-222-2922</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 輸血用血液 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1240 932 1877 1212"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>血液センター</th> <th>T E L</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">石川県赤十字血液センター</td> <td>0 7 6 - 2 3 7 - 5 5 3 4</td> </tr> <tr> <td>0 7 6 - 2 3 7 - 5 5 3 8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>愛知県赤十字血液センター</td> <td>0 5 6 1 - 8 4 - 1 1 3 1</td> </tr> <tr> <td>富山県赤十字血液センター</td> <td>0 7 6 4 - 5 1 - 5 5 5 5</td> </tr> <tr> <td>福井県赤十字血液センター</td> <td>0 7 7 6 - 3 6 - 6 2 7 5</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県薬業卸協同組合	H 8. 11. 13	076-266-4141	076-266-4113	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-231-5747	076-262-5056	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県医療機器組合	H 8. 11. 13	076-222-6531	076-222-2922	優先順位	血液センター	T E L	1	石川県赤十字血液センター	0 7 6 - 2 3 7 - 5 5 3 4	0 7 6 - 2 3 7 - 5 5 3 8	2	愛知県赤十字血液センター	0 5 6 1 - 8 4 - 1 1 3 1	富山県赤十字血液センター	0 7 6 4 - 5 1 - 5 5 5 5	福井県赤十字血液センター	0 7 7 6 - 3 6 - 6 2 7 5	
協定者		協定締結日																																																																						
石川県	石川県薬業卸協同組合	H 8. 11. 13																																																																						
協定者		協定締結日																																																																						
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13																																																																						
協定者		協定締結日																																																																						
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13																																																																						
優先順位	血液センター																																																																							
1	石川県赤十字血液センター																																																																							
2	愛知県赤十字血液センター																																																																							
	富山県赤十字血液センター																																																																							
	福井県赤十字血液センター																																																																							
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																				
石川県	石川県薬業卸協同組合	H 8. 11. 13	076-266-4141	076-266-4113																																																																				
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																				
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-231-5747	076-262-5056																																																																				
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																				
石川県	石川県医療機器組合	H 8. 11. 13	076-222-6531	076-222-2922																																																																				
優先順位	血液センター	T E L																																																																						
1	石川県赤十字血液センター	0 7 6 - 2 3 7 - 5 5 3 4																																																																						
		0 7 6 - 2 3 7 - 5 5 3 8																																																																						
2	愛知県赤十字血液センター	0 5 6 1 - 8 4 - 1 1 3 1																																																																						
	富山県赤十字血液センター	0 7 6 4 - 5 1 - 5 5 5 5																																																																						
	福井県赤十字血液センター	0 7 7 6 - 3 6 - 6 2 7 5																																																																						

修正案	現行	備考						
<p>8 他県等からの医薬品等の受入体制 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所に設置し、県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>9 医薬品等の輸送手段 (略)</p> <p>10 医療機関のライフラインの確保 (略)</p> <p>11 個別疾患対策 市町又は県は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。 また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受け入れの調整等、透析医療の確保に努める。</p> <p>(削除)</p> <p>第15節 健康管理活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">健康福祉部、市町</div> <p>1 基本方針 災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、</p>	<p>10 他県等からの医薬品等の受入体制 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び保管場所を被災地に近い保健所に設置し、<u>石川県薬剤師会</u>の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1182 347 1845 464"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社) 石川県薬剤師会</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> </tbody> </table> <p>11 医薬品等の輸送手段 (略)</p> <p>12 医療機関のライフラインの確保 (略)</p> <p>13 個別疾患対策 市町又は県は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品の確保に努める。 また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受け入れの調整等、透析医療の確保に努める。</p> <p>14 心のケア対策 <u>災害直後の精神科医療を確保するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害等の精神不安に対しては、被災者の心理的な安定を図るため、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングなど、継続的なケアを行う。</u> <u>特に、影響を受けやすい高齢者や児童生徒については、相談活動などのきめ細かな対応を図る。</u> <u>活動については、「第30節心のケア活動」による。</u></p>	団体名	TEL	FAX	(社) 石川県薬剤師会	076-231-6634	076-223-1520	
団体名	TEL	FAX						
(社) 石川県薬剤師会	076-231-6634	076-223-1520						

修正案	現行	備考
<p><u>睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。</u> <u>このため、市町は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。</u></p> <p>2 実施体制 <u>(1) 被災市町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。</u> <u>(2) 県は、市町が行う健康管理活動を支援するとともに、総合的な調整を行う。</u> <u>被災住民が多数に及ぶ場合等は、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</u></p> <p>3 健康管理活動従事者の派遣体制 <u>(1) 被災市町は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。</u> <u>(2) 県は、被災市町から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、被災市町が行う健康管理活動を支援する。</u> <u>(3) 県は、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等へ派遣計画を示し、派遣要請、調整を依頼する（図 災害発生時の保健師等派遣に関する手続き）</u> <u>(4) 県は、必要な場合、被災市町に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。</u></p> <p>4 健康管理活動 <u>(1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要援護者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。</u> <u>(2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や在宅被災者宅等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。</u> <u>なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症や生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。</u> <u>(3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。</u></p>		

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き (厚生労働省防災業務計画を一部変更)</p> <p>① 保健師等の応援要請 ② 保健師派遣の調整依頼 ③ 保健師派遣の照会 ④ 派遣の可否の返信 ⑤ 派遣人数、期間等の確認 ⑥ 派遣人数、期間等返信 ⑦ 及び派遣可能自治体報告 ⑧ 活動場所・期間等確認 ⑨ 派遣先・集合場所等報告 ⑩ 派遣先・集合場所等連絡 ⑪ 派遣先・集合場所等連絡 ⑫ 現地入り</p> <p>被災市町 被災都道府県 (市町のとりまとめ・調整) 厚生労働省健康局総務課保健指導室 派遣元自治体 (都道府県等)</p> <p>第16節 救急・救助活動 1 (略) 2 実施体制 (1) (略) (2) 市町 ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。 また、住民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。 イ (略) (3) 県 ア～イ (略) ウ <u>警察は、大規模災害時に発生する救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。</u> (4) (略)</p>	<p>第12節 救急・救助活動 1 (略) 2 実施体制 (1) (略) (2) 市町 ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。 また、住民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。 イ (略) (3) 県 ア～イ (略) (4) (略)</p>	

修正案		現行		備考
<p>3 惨事ストレス対策 従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第10節「消防活動」6による。</p> <p>4 医療救護活動 医療救護活動については、本章第14節「災害医療及び救急医療」により実施する。</p> <p>5 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第17節 水防活動 (略)</p> <p>第18節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第19節 災害警備及び交通規制 1 (略) 2 災害警備体制 (1)～(3) (略) (4) 災害警備対策 ア～イ (略) ウ 現場措置等</p>		<p>3 医療救護活動 医療救護活動については、本章第13節「災害医療及び救急医療」により実施する。</p> <p>4 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第14節 水防活動 (略)</p> <p>第15節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第16節 災害警備及び交通規制 1 (略) 2 災害警備体制 (1)～(3) (略) (4) 災害警備対策 ア～イ (略) ウ 現場措置等</p>		
(ア)～(ウ)	(略)	(ア)～(ウ)	(略)	
(イ) 犯罪の予防・取締り	<p>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。</p> <p>また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p>	(イ) 犯罪の予防・取締り	<p>災害時の混乱に乗じた盗犯をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部の諸活動を強化し、住民の不安の一掃に努める。</p>	
(カ)～(キ)	(略)	(カ)～(キ)	(略)	

修正案	現行	備考
<p>3 交通対策</p> <p>(1) 陸上交通規制</p> <p>ア (表中)</p> <p>道路管理者 一般国道 国土交通省又は県 (略)</p> <p>イ 発見者等の通報</p> <p>災害時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市町長に通報する。通報を受けた市町長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。</p> <p>ウ 各実施責任者の実施要領</p> <p>(7) 道路管理者</p> <p>災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制をする。 (略)</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 緊急通行車両確認証明及び標章</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 緊急通行車両の確認 (略)</p> <p>なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行うものとする。標章及び確認証明書は、下記様式のとおりである。 (略)</p> <p>第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬</p> <p>1 (略)</p> <p>2 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>市町は、行方不明者及び遺体の捜索を警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。 捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。</p> <p>3 (略)</p>	<p>3 交通対策</p> <p>(1) 陸上交通規制</p> <p>ア (表中)</p> <p>道路管理者 一般国道 国土交通大臣又は知事 (略)</p> <p>イ 発見者等の通報</p> <p>災害時に道路、橋りょう等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市町長に通報する。通報を受けた市町長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。</p> <p>ウ 各実施責任者の実施要領</p> <p>(7) 道路管理者</p> <p>災害等により交通施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制をする。 (略)</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 緊急通行車両確認証明及び標章</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 緊急通行車両の確認 (略)</p> <p>なお、県の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。標章及び確認証明書は、下記様式のとおりである。 (略)</p> <p>第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬</p> <p>1 (略)</p> <p>2 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>市町は、行方不明者及び遺体の捜索を警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。</p> <p>3 (略)</p>	

修正案	現行	備考								
<p>4 遺体の埋葬 (略)</p> <p>(1) 遺体多数の場合の埋葬方法 被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。 また、災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定に基づき葬祭業協同組合等に協力を要請する。 遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。</p> <p style="text-align: center;">災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="282 555 846 683"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>石川県葬祭業協同組合</td> <td>H22. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>全国霊柩自動車協会石川県支部</td> <td>H22. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 安否確認 市町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。 また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。 なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第21節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 下水道施設 (1)～(3) (略) (4) 応急措置 管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。</p>	協定者		協定締結日	石川県	石川県葬祭業協同組合	H22. 3. 31	全国霊柩自動車協会石川県支部	H22. 3. 31	<p>4 遺体の埋葬 (略)</p> <p>(1) 遺体多数の場合の埋葬方法 被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。 遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 安否確認 市町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第18節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 下水道施設 (1)～(3) (略) (4) 応急措置 管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。</p>	
協定者		協定締結日								
石川県	石川県葬祭業協同組合	H22. 3. 31								
	全国霊柩自動車協会石川県支部	H22. 3. 31								

修正案	現行	備考
<p>(5)～(8) (削除) (略)</p> <p>第22節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 基本方針 道路、河川、海岸、港湾、漁港、放送施設、鉄道、空港等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>2 道路施設 (1)～(2) (略) (3) 道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する。(本章第26節「障害物の除去」参照)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>第23節 給水活動 1～4 (略) 5 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第24節 食料の供給</p> <div data-bbox="129 1385 904 1442" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>農林水産部、農林水産省生産局、北陸農政局、市町</p> </div>	<p>また、使用していない合併浄化槽がある場合はその活用を図る。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>第19節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 基本方針 道路、河川、海岸、港湾、漁港、放送施設、鉄道、空港等の公共土木施設等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>2 道路施設 (1)～(2) (略) (3) 道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する。(本章第24節「障害物の除去」参照)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第21節 給水活動 1～4 (略) 5 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第12節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第22節 食料の供給</p> <div data-bbox="1093 1385 1666 1442" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>農林水産部、北陸農政局、市町</p> </div>	

修正案	現行	備考												
<p>1 基本方針 <u>県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</u></p> <p>2 実施体制 <u>(1) 県は、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。</u> <u>(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。</u></p> <p>3 主食の供給 <u>(1) 災害救助用米穀の確保</u> <u>ア 米穀の引渡し要請</u> <u>県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省生産局に引渡し要請を行う。</u> <u>イ 受託事業者への引渡し指示</u> <u>農林水産省生産局は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</u></p> <p>災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="161 954 1001 1042"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省生産局農産部貿易業務課</td> <td>03-6744-1354</td> <td>03-6744-1390</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 県の備蓄食料の提供</u> <u>県は、市町から要請のあった場合、保有する備蓄食料を提供する。</u></p> <p><u>(3) おにぎり・パン等の供給</u> <u>県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あつせんを行う。この際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</u></p> <p>4 副食及び調味料の確保 <u>(1) 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、可能な限りこれを調達する。</u> <u>また、県は、市町の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被</u></p>	連絡先	TEL	FAX	農林水産省生産局農産部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1390	<p>1 基本方針 <u>県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。</u></p> <p>2 実施体制 <u>市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。また、県は、主要食料の調達等の調整を図る。</u></p> <p>3 応急用米穀の確保 <u>(1) 米穀の調達要請</u> <u>県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省に調達要請を行う。</u> <u>(2) 米穀販売事業者へ手持ち精米の売却要請</u> <u>農林水産省は、県及び市町から米穀の調達要請を受けたときは、米穀販売事業者に対して手持ち精米の県及び市町への売却を要請するほか、知事と協議の上、必要に応じて政府所有米穀を直接県及び市町に供給する。</u></p> <p>災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1164 976 1915 1082"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課</td> <td>03-6744-2076</td> <td>03-6744-1076</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 副食及び調味料の確保 <u>副食及び調味料については、民間関係事業者などから市町が直接調達する。ただし、市町において調達が困難な場合、県は可能な限りこれを調達する。</u> <u>県は、市町の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被災地への</u></p>	連絡先	TEL	FAX	農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課	03-6744-2076	03-6744-1076	
連絡先	TEL	FAX												
農林水産省生産局農産部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1390												
連絡先	TEL	FAX												
農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課	03-6744-2076	03-6744-1076												

修正案	現行	備考
<p>災地への輸送の手配を行う。</p> <p>(2) <u>市町はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。</u></p> <p>(3) <u>県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、要援護者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。</u></p> <p>ア <u>避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要援護者に対しては、食事形態等にも配慮する。</u></p> <p>イ <u>自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。</u></p> <p>ウ <u>支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第25節 生活必需品の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。 被災市町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。 <u>なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。</u></p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先(場所)について明確にし、確保する。 <u>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p>(2) 情報の提供 (略)</p>	<p>輸送の手配を行う。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第12節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第23節 生活必需品の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。 被災市町自らが対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先(場所)について明確にし、確保する。</p> <p>(2) 情報の提供 (略)</p>	

修正案	現 行	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(協)金沢問屋センター</td><td>H14. 3. 19</td><td>076-237-8585</td><td>076-237-5240</td></tr> <tr><td>(社)石川県食品協会</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-268-2400</td><td>076-268-6082</td></tr> <tr><td>㈱ジャコム石川</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-267-8621</td><td>076-267-8609</td></tr> <tr><td>北陸寝装㈱</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-222-4111</td><td>076-222-0311</td></tr> <tr><td>マザー寝具リース㈱</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-231-2001</td><td>076-264-4688</td></tr> <tr><td>野々市農協</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-248-2171</td><td>076-248-9102</td></tr> <tr><td>石川県パン(協)</td><td>H14. 3. 26</td><td>076-275-3026</td><td>076-275-3026</td></tr> <tr><td>石川県生協連</td><td>H14. 3. 27</td><td>076-264-0550</td><td>076-224-6508</td></tr> <tr><td>㈱東京ストアー</td><td>H14. 3. 29</td><td>076-268-1211</td><td>076-268-7587</td></tr> <tr><td>㈱長崎屋金沢店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-247-3810</td><td>076-247-1907</td></tr> <tr><td>㈱マルエー</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-272-0152</td><td>076-273-3555</td></tr> <tr><td>㈱鍛冶商店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-288-3855</td><td>076-289-3093</td></tr> <tr><td>NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>H14. 4. 5</td><td>025-371-4185</td><td>025-371-4151</td></tr> <tr><td>山成商事㈱</td><td>H14. 4. 5</td><td>0767-53-2727</td><td>0767-52-6254</td></tr> <tr><td>㈱カーマ</td><td>H14. 4. 5</td><td>076-222-6866</td><td>076-222-6488</td></tr> <tr><td>㈱大丸</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-82-1155</td><td>0768-82-6277</td></tr> <tr><td>㈱いろは</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-52-0033</td><td>0768-52-3166</td></tr> <tr><td>㈱ユース</td><td>H14. 4. 18</td><td>0776-25-1221</td><td>0776-21-3365</td></tr> <tr><td>㈱ニュー三久</td><td>H14. 4. 18</td><td>076-232-1051</td><td>076-232-1056</td></tr> <tr><td>㈱三崎ストアー</td><td>H14. 4. 23</td><td>076-258-4141</td><td>076-258-1778</td></tr> <tr><td>㈱佑企</td><td>H14. 4. 24</td><td>0761-73-0055</td><td>0761-73-0057</td></tr> <tr><td>㈱輪島マーケット</td><td>H14. 4. 30</td><td>0768-22-1339</td><td>0768-22-1341</td></tr> <tr><td>㈱スーパーしんや</td><td>H14. 5. 1</td><td>0768-74-0305</td><td>0768-74-0353</td></tr> <tr><td>㈱浜国マーケット</td><td>H14. 5. 1</td><td>0767-66-6800</td><td>0767-66-6809</td></tr> <tr><td>㈱ナルックス</td><td>H14. 5. 2</td><td>076-252-1557</td><td>076-252-7547</td></tr> <tr><td>㈱安達</td><td>H14. 5. 11</td><td>0767-22-1133</td><td>0767-22-7266</td></tr> <tr><td>㈱ナラクス・ショッピングセンター</td><td>H14. 5. 17</td><td>076-252-1275</td><td>076-252-1276</td></tr> <tr><td>㈱中島ストアー</td><td>H14. 5. 20</td><td>0767-53-0988</td><td>0767-53-0953</td></tr> <tr><td>ダイヤモンド商事㈱</td><td>H14. 5. 22</td><td>076-232-0341</td><td>076-232-0346</td></tr> <tr><td>㈱角田商店</td><td>H14. 5. 24</td><td>0768-62-0032</td><td>0768-62-3399</td></tr> <tr><td>アルビス㈱</td><td>H14. 7. 12</td><td>0766-56-7200</td><td>0766-56-7520</td></tr> <tr><td>㈱ファミリーマート</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-3989-7600</td><td>03-5954-7109</td></tr> <tr><td>㈱サークルKサンクス</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-6220-9200</td><td>03-6220-9250</td></tr> <tr><td>㈱ローソン</td><td>H19. 7. 24</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr> <tr><td>北陸コカ・コーラ㈱</td><td>H19. 9. 12</td><td>076-277-1155</td><td>076-277-0990</td></tr> <tr><td>㈱平和堂</td><td>H20. 10. 1</td><td>0749-26-9610</td><td>0749-23-3118</td></tr> <tr><td>ユニー㈱</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-235-3511</td><td>076-235-3519</td></tr> <tr><td>㈱P L A N T</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-72-0300</td><td>0776-72-2652</td></tr> <tr><td>㈱クスリのアオキ</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-274-1111</td><td>076-274-6114</td></tr> <tr><td>㈱コメヤ薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-273-9900</td><td>076-273-9902</td></tr> <tr><td>㈱示野薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-253-9595</td><td>076-253-9598</td></tr> <tr><td>ゲンキー㈱</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-67-5240</td><td>0776-67-5241</td></tr> <tr><td>イオンテール㈱</td><td>H24. 3. 30</td><td>025-255-0031</td><td>025-248-1079</td></tr> <tr><td>マックスバリュ北陸㈱</td><td>H24. 3. 30</td><td>076-253-1061</td><td>076-253-1063</td></tr> </tbody> </table>	協 定 者	協定締結日	T E L	F A X	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240	(社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082	㈱ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609	北陸寝装㈱	H14. 3. 20	076-222-4111	076-222-0311	マザー寝具リース㈱	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-275-3026	076-275-3026	石川県生協連	H14. 3. 27	076-264-0550	076-224-6508	㈱東京ストアー	H14. 3. 29	076-268-1211	076-268-7587	㈱長崎屋金沢店	H14. 4. 1	076-247-3810	076-247-1907	㈱マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555	㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	山成商事㈱	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	㈱カーマ	H14. 4. 5	076-222-6866	076-222-6488	㈱大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277	㈱いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166	㈱ユース	H14. 4. 18	0776-25-1221	0776-21-3365	㈱ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056	㈱三崎ストアー	H14. 4. 23	076-258-4141	076-258-1778	㈱佑企	H14. 4. 24	0761-73-0055	0761-73-0057	㈱輪島マーケット	H14. 4. 30	0768-22-1339	0768-22-1341	㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	㈱浜国マーケット	H14. 5. 1	0767-66-6800	0767-66-6809	㈱ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547	㈱安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266	㈱ナラクス・ショッピングセンター	H14. 5. 17	076-252-1275	076-252-1276	㈱中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953	ダイヤモンド商事㈱	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346	㈱角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399	アルビス㈱	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520	㈱ファミリーマート	H19. 6. 25	03-3989-7600	03-5954-7109	㈱サークルKサンクス	H19. 6. 25	03-6220-9200	03-6220-9250	㈱ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944	北陸コカ・コーラ㈱	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990	㈱平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118	ユニー㈱	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519	㈱P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652	㈱クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114	㈱コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	㈱示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598	ゲンキー㈱	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	イオンテール㈱	H24. 3. 30	025-255-0031	025-248-1079	マックスバリュ北陸㈱	H24. 3. 30	076-253-1061	076-253-1063	<p>生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(協)金沢問屋センター</td><td>H14. 3. 19</td><td>076-237-8585</td><td>076-237-5240</td></tr> <tr><td>(社)石川県食品協会</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-268-2400</td><td>076-268-6082</td></tr> <tr><td>㈱ジャコム石川</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-267-8604</td><td>076-267-8609</td></tr> <tr><td>北陸寝装㈱</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-222-4111</td><td>076-222-0311</td></tr> <tr><td>マザー寝具リース㈱</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-231-2001</td><td>076-264-4688</td></tr> <tr><td>野々市農協</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-248-2171</td><td>076-248-9102</td></tr> <tr><td>石川県パン(協)</td><td>H14. 3. 26</td><td>076-275-3026</td><td>076-275-3026</td></tr> <tr><td>石川県生協連</td><td>H14. 3. 27</td><td>076-264-0550</td><td>076-224-6508</td></tr> <tr><td>㈱東京ストアー</td><td>H14. 3. 29</td><td>076-268-1211</td><td>076-268-7587</td></tr> <tr><td>㈱長崎屋金沢店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-247-3810</td><td>076-247-1907</td></tr> <tr><td>㈱マルエー</td><td>H14. 4. 1</td><td>07619-2-0152</td><td>07619-3-3555</td></tr> <tr><td>㈱鍛冶商店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-288-3855</td><td>076-289-3093</td></tr> <tr><td>NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>H14. 4. 5</td><td>025-371-4185</td><td>025-371-4151</td></tr> <tr><td>山成商事㈱</td><td>H14. 4. 5</td><td>0767-53-2727</td><td>0767-52-6254</td></tr> <tr><td>㈱カーマ</td><td>H14. 4. 5</td><td>076-222-6866</td><td>076-222-6488</td></tr> <tr><td>㈱マルゲンセンター</td><td>H14. 4. 9</td><td>0768-62-1141</td><td>0768-62-0828</td></tr> <tr><td>㈱無量井ストアー</td><td>H14. 4. 10</td><td>076-240-0653</td><td>076-240-0673</td></tr> <tr><td>㈱大丸</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-82-1155</td><td>0768-82-6277</td></tr> <tr><td>㈱いろは</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-52-0033</td><td>0768-52-3166</td></tr> <tr><td>㈱ユース</td><td>H14. 4. 18</td><td>0776-25-1221</td><td>0776-21-3365</td></tr> <tr><td>㈱ニュー三久</td><td>H14. 4. 18</td><td>076-232-1051</td><td>076-232-1056</td></tr> <tr><td>㈱三崎ストアー</td><td>H14. 4. 23</td><td>076-258-4141</td><td>076-258-1778</td></tr> <tr><td>㈱佑企</td><td>H14. 4. 24</td><td>0761-73-0055</td><td>0761-73-0057</td></tr> <tr><td>㈱輪島マーケット</td><td>H14. 4. 30</td><td>0768-22-1339</td><td>0768-22-1341</td></tr> <tr><td>㈱スーパーしんや</td><td>H14. 5. 1</td><td>0768-74-0305</td><td>0768-74-0353</td></tr> <tr><td>㈱浜国マーケット</td><td>H14. 5. 1</td><td>0767-66-6800</td><td>0767-66-6809</td></tr> <tr><td>㈱ナルックス</td><td>H14. 5. 2</td><td>076-252-1557</td><td>076-252-7547</td></tr> <tr><td>㈱安達</td><td>H14. 5. 11</td><td>0767-22-1133</td><td>0767-22-7266</td></tr> <tr><td>㈱マイカル</td><td>H14. 5. 13</td><td>076-269-0130</td><td>076-269-0131</td></tr> <tr><td>㈱ナラクス・ショッピングセンター</td><td>H14. 5. 17</td><td>076-252-1275</td><td>076-252-1276</td></tr> <tr><td>㈱中島ストアー</td><td>H14. 5. 20</td><td>0767-53-0988</td><td>0767-53-0953</td></tr> <tr><td>ダイヤモンド商事㈱</td><td>H14. 5. 22</td><td>076-232-0341</td><td>076-232-0346</td></tr> <tr><td>㈱角田商店</td><td>H14. 5. 22</td><td>0768-62-0032</td><td>0768-62-3399</td></tr> <tr><td>アルビス㈱</td><td>H14. 7. 12</td><td>0766-56-7200</td><td>0766-56-7520</td></tr> <tr><td>㈱ファミリーマート</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-3989-7600</td><td>03-5954-7109</td></tr> <tr><td>㈱サークルKサンクス</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-6220-9200</td><td>03-6220-9250</td></tr> <tr><td>㈱ローソン</td><td>H19. 7. 24</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr> <tr><td>北陸コカ・コーラ㈱</td><td>H19. 9. 12</td><td>076-277-1155</td><td>076-277-0990</td></tr> <tr><td>㈱平和堂</td><td>H20. 10. 1</td><td>0749-26-9520</td><td>0749-23-3118</td></tr> <tr><td>ユニー㈱</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-235-3511</td><td>076-235-3519</td></tr> <tr><td>㈱P L A N T</td><td>H20. 10. 1</td><td>0766-72-0300</td><td>0766-72-2652</td></tr> <tr><td>㈱クスリのアオキ</td><td>H20. 10. 1</td><td>080-1967-0095</td><td>076-274-6114</td></tr> <tr><td>㈱コメヤ薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-273-9900</td><td>076-273-9902</td></tr> <tr><td>㈱示野薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-253-9595</td><td>076-253-9598</td></tr> <tr><td>ゲンキー㈱</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-67-5240</td><td>0776-67-5241</td></tr> </tbody> </table>	協 定 者	協定締結日	T E L	F A X	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240	(社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082	㈱ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8604	076-267-8609	北陸寝装㈱	H14. 3. 20	076-222-4111	076-222-0311	マザー寝具リース㈱	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-275-3026	076-275-3026	石川県生協連	H14. 3. 27	076-264-0550	076-224-6508	㈱東京ストアー	H14. 3. 29	076-268-1211	076-268-7587	㈱長崎屋金沢店	H14. 4. 1	076-247-3810	076-247-1907	㈱マルエー	H14. 4. 1	07619-2-0152	07619-3-3555	㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	山成商事㈱	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	㈱カーマ	H14. 4. 5	076-222-6866	076-222-6488	㈱マルゲンセンター	H14. 4. 9	0768-62-1141	0768-62-0828	㈱無量井ストアー	H14. 4. 10	076-240-0653	076-240-0673	㈱大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277	㈱いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166	㈱ユース	H14. 4. 18	0776-25-1221	0776-21-3365	㈱ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056	㈱三崎ストアー	H14. 4. 23	076-258-4141	076-258-1778	㈱佑企	H14. 4. 24	0761-73-0055	0761-73-0057	㈱輪島マーケット	H14. 4. 30	0768-22-1339	0768-22-1341	㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	㈱浜国マーケット	H14. 5. 1	0767-66-6800	0767-66-6809	㈱ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547	㈱安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266	㈱マイカル	H14. 5. 13	076-269-0130	076-269-0131	㈱ナラクス・ショッピングセンター	H14. 5. 17	076-252-1275	076-252-1276	㈱中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953	ダイヤモンド商事㈱	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346	㈱角田商店	H14. 5. 22	0768-62-0032	0768-62-3399	アルビス㈱	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520	㈱ファミリーマート	H19. 6. 25	03-3989-7600	03-5954-7109	㈱サークルKサンクス	H19. 6. 25	03-6220-9200	03-6220-9250	㈱ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944	北陸コカ・コーラ㈱	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990	㈱平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9520	0749-23-3118	ユニー㈱	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519	㈱P L A N T	H20. 10. 1	0766-72-0300	0766-72-2652	㈱クスリのアオキ	H20. 10. 1	080-1967-0095	076-274-6114	㈱コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	㈱示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598	ゲンキー㈱	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	
協 定 者	協定締結日	T E L	F A X																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
北陸寝装㈱	H14. 3. 20	076-222-4111	076-222-0311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
マザー寝具リース㈱	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-275-3026	076-275-3026																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
石川県生協連	H14. 3. 27	076-264-0550	076-224-6508																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱東京ストアー	H14. 3. 29	076-268-1211	076-268-7587																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱長崎屋金沢店	H14. 4. 1	076-247-3810	076-247-1907																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
山成商事㈱	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱カーマ	H14. 4. 5	076-222-6866	076-222-6488																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ユース	H14. 4. 18	0776-25-1221	0776-21-3365																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱三崎ストアー	H14. 4. 23	076-258-4141	076-258-1778																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱佑企	H14. 4. 24	0761-73-0055	0761-73-0057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱輪島マーケット	H14. 4. 30	0768-22-1339	0768-22-1341																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱浜国マーケット	H14. 5. 1	0767-66-6800	0767-66-6809																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ナラクス・ショッピングセンター	H14. 5. 17	076-252-1275	076-252-1276																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ダイヤモンド商事㈱	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
アルビス㈱	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ファミリーマート	H19. 6. 25	03-3989-7600	03-5954-7109																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱サークルKサンクス	H19. 6. 25	03-6220-9200	03-6220-9250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
北陸コカ・コーラ㈱	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ユニー㈱	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ゲンキー㈱	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
イオンテール㈱	H24. 3. 30	025-255-0031	025-248-1079																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
マックスバリュ北陸㈱	H24. 3. 30	076-253-1061	076-253-1063																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
協 定 者	協定締結日	T E L	F A X																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8604	076-267-8609																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
北陸寝装㈱	H14. 3. 20	076-222-4111	076-222-0311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
マザー寝具リース㈱	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-275-3026	076-275-3026																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
石川県生協連	H14. 3. 27	076-264-0550	076-224-6508																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱東京ストアー	H14. 3. 29	076-268-1211	076-268-7587																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱長崎屋金沢店	H14. 4. 1	076-247-3810	076-247-1907																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱マルエー	H14. 4. 1	07619-2-0152	07619-3-3555																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
山成商事㈱	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱カーマ	H14. 4. 5	076-222-6866	076-222-6488																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱マルゲンセンター	H14. 4. 9	0768-62-1141	0768-62-0828																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱無量井ストアー	H14. 4. 10	076-240-0653	076-240-0673																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ユース	H14. 4. 18	0776-25-1221	0776-21-3365																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱三崎ストアー	H14. 4. 23	076-258-4141	076-258-1778																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱佑企	H14. 4. 24	0761-73-0055	0761-73-0057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱輪島マーケット	H14. 4. 30	0768-22-1339	0768-22-1341																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱浜国マーケット	H14. 5. 1	0767-66-6800	0767-66-6809																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱マイカル	H14. 5. 13	076-269-0130	076-269-0131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ナラクス・ショッピングセンター	H14. 5. 17	076-252-1275	076-252-1276																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ダイヤモンド商事㈱	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱角田商店	H14. 5. 22	0768-62-0032	0768-62-3399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
アルビス㈱	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ファミリーマート	H19. 6. 25	03-3989-7600	03-5954-7109																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱サークルKサンクス	H19. 6. 25	03-6220-9200	03-6220-9250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
北陸コカ・コーラ㈱	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9520	0749-23-3118																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ユニー㈱	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱P L A N T	H20. 10. 1	0766-72-0300	0766-72-2652																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱クスリのアオキ	H20. 10. 1	080-1967-0095	076-274-6114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
㈱示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ゲンキー㈱	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>4 (略)</p> <p>5 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第12節「災害救助法の適用」による。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

修正案	現行	備考
<p>第26節 障害物の除去 1～7 (略) 8 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第27節 輸送手段の確保 1～5 (略) 6 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第28節 <u>こころのケア活動</u> 1 基本方針 災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、<u>精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。</u></p> <p>2 実施体制 (1) 県 ① <u>必要に応じ、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、精神保健医療対策を実施する。</u> ② <u>必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、災害時精神保健医療活動（こころのケア）が円滑に行われるよう調整を行うとともに、災害時精神科医療体制（緊急入院先の確保など）の調整も行う。</u> ③ <u>精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</u> (2) 市町 ① <u>市町は、避難所に精神科救護所を設置する。</u> ② <u>県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市町は円滑に実施できるよう協力する。</u></p>	<p>第24節 障害物の除去 1～7 (略) 8 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第12節「災害救助法の適用」による。</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第25節 輸送手段の確保 1～5 (略) 6 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第12節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第30節 <u>心のケア活動</u> 1 基本方針 災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者に対して、精神相談等の精神保健対策を講じ、<u>住民の精神の安定を図る。</u></p> <p>2 実施体制 (1) 県は、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、<u>精神保健医療対策を実施する。</u> (2) 県は、必要に応じ災害時精神科救急医療体制の調整を行う。 (3) 県は、<u>精神保健対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、国及び他の都道府県等の協力を得て実施する。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>(削除)</p> <p>3 精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制 県は、必要に応じて、県内精神科医療機関の協力の下、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士等）を編成し、被災地へ派遣する。</p> <p>4 精神保健医療班活動 (1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供 精神保健医療班は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</p> <p>(2) 被災児童に対する精神相談の実施 被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。</p> <p>(3) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施 高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。</p> <p>5 精神保健医療活動情報の提供 県は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。</p> <p>第29節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 基本方針 災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。 このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。</p>	<p>3 精神科医療活動 (1) 災害直後に既存の精神科医療機関が対応できない場合、必要に応じて保健所あるいは市町保健センターに「精神科救護所」を設置する。 (2) 精神科救護所を設置しない場合にも、保健所が精神科救護活動に協力する診療協力医療機関を確保する。 (3) 保健所は、被災精神障害者の継続的医療の確保と精神疾患の急発・急変への救急対応を行う。</p> <p>4 精神保健医療班の編成 (1) 保健所長は、必要があると認めた時は、精神保健医療班（精神科医、保健師、精神保健福祉士）を編成し、被災地におけるコーディネート機能の強化を図るとともに、医療救護班、健康管理班と連携し、心身両面の医療救護活動を実施する。</p> <p>(2) 精神保健医療班は、積極的に避難所等を訪問し、被災者の心のケア活動を行う。</p> <p>ア 被災児童に対する精神相談の実施 災害により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保母と協力し、精神的相談や遊び等を通じて児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。</p> <p>イ 被災高齢者に対する精神相談の実施 高齢者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の中での助け合いのある支援体制を整備する。</p> <p>(3) 精神保健活動情報の提供 精神保健福祉センターは、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。</p> <p>第26節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動</p> <p>1 基本方針 災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。 このため、家屋や避難所の消毒を実施し、食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(削除)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア 市町は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。</p> <p>イ 市町は、防疫活動の状況を県に報告する。</p> <p>ウ 市町は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。</p> <p>エ 市町は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。</p> <p>オ 避難生活が長引く場合、市町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。</p> <p>(2) 県</p> <p>ア 県は、市町から要請があったときは、防疫、保健衛生関係職員を派遣するなどの協力を<u>する</u>。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 県は、被災地へ保健師等を派遣し、市町が行う防疫・保健衛生活動に協力するとともに、<u>必要な調整を行う</u>。</p> <p>オ 県は、市町が生活環境の衛生対策を実施する際に必要な調整を行う。</p> <p>カ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (略)</p> <p>(3) <u>連携体制</u> <u>防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。</u></p> <p>3 避難所の防疫措置 避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、<u>感染症発生の原因となるおそれがある</u>ので、県の指導・調整のもとに、<u>市町は必要な防疫・保健衛生活動を実施する</u>。</p>	<p>また、<u>避難者の健康管理、避難生活における生活環境の衛生対策を行う。</u></p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア 市町長は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。</p> <p>イ 市町長は、防疫活動の状況を県に報告する。</p> <p>ウ 市町長は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、<u>県に協力を要請する</u>。</p> <p>エ <u>市町は、健康管理班を編成し、民生委員、介護支援専門員等と協力のうえ、要援護者、在宅療養患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるように対処する。また、健康管理班の編成についてあらかじめ定めておく。なお、活動にあたっては医療救護班、県精神保健医療班等と連携協力して実施する。</u></p> <p>オ 市町は、<u>県の協力を得て被災者全員の健康調査を実施するとともに、避難所、仮設住宅等を巡回して健康相談を実施する。</u></p> <p>カ <u>避難生活が長引く場合、市町長は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。</u></p> <p>(2) 県</p> <p>ア 県は、市町長から要請があったとき、<u>又は必要と認めるときは、防疫、保健衛生関係職員を派遣するなどの協力をし、若しくは他の市町村との調整を図る。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 保健所は、被災地へ保健師等を派遣し、市町が行う<u>健康調査や巡回健康相談等の被災者の健康管理活動に協力する。</u></p> <p>オ 市町が生活環境の衛生対策を実施する際に<u>必要な調整を行う</u>。</p> <p>カ 県は、市町長から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (略)</p> <p>3 避難所の防疫措置 避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、<u>がちで感染症発生の原因となるおそれがある</u>ので、県の指導のもとに<u>市町が必要な防疫活動を実施する</u>。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(1) <u>市町</u> 避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、簡易トイレ等の消毒を行う。</p> <p>(2) <u>県</u> ア 避難者に対して検病検査を実施する。また、検便などによる健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。 イ 避難者へ提供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分注意するよう指導する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第30節 ボランティア活動の支援</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部からボランティアあっせんの要請があったときは、要請の内容に応じて県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアをあっせんするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行う。 なお、ボランティア活動を当面次の業務に区分し、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図るものとする。 ア <u>アマチュア無線通信業務（危機管理部局）</u> イ <u>傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局）</u> ウ <u>被災宅地の危険度判定業務（土木部局）</u> エ <u>航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）</u> オ <u>通訳業務（観光部局）</u> カ <u>その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）</u> キ <u>その他の業務（県民文化部局等）</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 ボランティア現地本部の機能</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ボランティアコーディネート 被災者ニーズに対応したボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアへのフォローアップなど、ボランティアコーディネートを的確に行う。</p>	<p>(1) <u>検病検査及び健康診断</u> 避難者に対して検病検査を実施する。また、検便などによる健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。</p> <p>(2) <u>清潔、消毒</u> 手洗い消毒液を配置するとともに、簡易トイレ等の消毒を行う。</p> <p>(3) <u>給食の衛生保持等</u> 避難者へ供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分に注意する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第28節 ボランティア活動の支援</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部からボランティアあっせんの要請があったときは、要請の内容に応じて県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアをあっせんするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 ボランティア現地本部の機能</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ボランティアコーディネート 被災者ニーズに対応したボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアへのフォローアップなど、ボランティアコーディネートを的確に行う。</p>	

修正案	現行	備考
<p>その際、<u>県や日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーター</u>を活用する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) ボランティアの健康管理・安全対策 ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、<u>活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。</u></p> <p><u>(7) 継続的なボランティア活動の支援</u> <u>被災者支援活動を継続的に行うため、遠隔地の被災地までのボランティアバスの運行に努める。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 廃棄物の応急的処理 市町は、おおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。</p> <p>(1) <u>分別排出の徹底</u> <u>災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。</u></p> <p>(2) <u>生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート</u>の確保 生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、<u>迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがいき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルート</u>を確保する。なお、家屋の解体により、アスベスト廃棄物が発生する場合には、解体業者との間で処理方法を協議したうえで適正処理を行う。</p> <p>(3) 清掃員及び器材の確保 (略)</p> <p>(4) 清掃義務者の協力 (略)</p> <p>(5) 廃棄物の処分 (略)</p> <p>(6) ごみ袋、携帯トイレの確保 (略)</p> <p>(7) 汚染地域の消毒 (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>その際、<u>県等の養成した災害ボランティアコーディネーター</u>を活用する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) ボランティアの健康管理・安全対策 ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、<u>活動安全確保のための指導や規制を行う。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 廃棄物の応急的処理 市町は、おおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。</p> <p>(1) <u>生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート</u>の確保 生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、<u>これらを一時的に保管し、選別する仮置き場を確保する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルート</u>を確保する。なお、家屋の解体により、アスベスト廃棄物が発生する場合には、解体業者との間で処理方法を協議したうえで適正処理を行う。</p> <p>(2) 清掃員及び器材の確保 (略)</p> <p>(3) 清掃義務者の協力 (略)</p> <p>(4) 廃棄物の処分 (略)</p> <p>(5) ごみ袋、携帯トイレの確保 (略)</p> <p>(6) 汚染地域の消毒 (略)</p> <p>8 (略)</p>	

修正案	現行	備考																				
<p>第32節 住宅の応急対策</p> <p>1 基本方針 市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。 また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握するとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、供給体制を整備する。</p> <p>2 実施体制</p> <p>(削除)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、災害時要援護者に充分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="224 1085 840 1212"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会</td> <td>H18.12.27</td> <td>076-291-2255</td> <td>076-291-1118</td> </tr> <tr> <td>(社)全日本不動産協会 石川県本部</td> <td>H21.10.1</td> <td>076-280-6223</td> <td>076-280-6224</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。</p> <p>4 住宅確保等の種別 住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会	H18.12.27	076-291-2255	076-291-1118	(社)全日本不動産協会 石川県本部	H21.10.1	076-280-6223	076-280-6224	<p>第31節 住宅の応急対策</p> <p>1 基本方針 市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。 また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 なお、市町は予想される被害から応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておく。</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 被災建築物応急危険度判定士による使用の適否判定市町は、被災建築物応急危険度判定士等の協力を得て、住宅に破損等が見られる場合は、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。 また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。 また、設置に際しては、地域コミュニティや健康面に配慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1220 1085 1881 1212"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会</td> <td>H18.12.27</td> <td>076-291-2255</td> <td>076-291-1118</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第12節「災害救助法の適用」による。</p> <p>4 住宅確保等の種別 住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会	H18.12.27	076-291-2255	076-291-1118	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																			
石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会	H18.12.27	076-291-2255	076-291-1118																			
(社)全日本不動産協会 石川県本部	H21.10.1	076-280-6223	076-280-6224																			
協定者	協定締結日	TEL	FAX																			
石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会	H18.12.27	076-291-2255	076-291-1118																			

修正案	現行	備考																																
<p>ただし、災害発生直後における住民の対策については、本章第12節「避難誘導」の定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="257 284 853 632"> <thead> <tr> <th>対策種別及び順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 自力確保</td> <td>(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。</td> </tr> <tr> <td>(3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 既存施設公営所</td> <td>(1) 公営住宅入居 既存公営住宅への特別入居</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所</td> </tr> <tr> <td>3 機金融資</td> <td>・災害復興住宅建設補修資金 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。 ・地すべり関連住宅貸付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 公営住宅建設</td> <td>(1) 災害公営住宅の整備 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>5 災害救助法による仮設住宅建設</td> <td>大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>第33節 文教対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。 また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 児童生徒への対応</p> <p>災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、<u>学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 被災した児童生徒の健康保健管理</p> <p>身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。</p>	対策種別及び順位	内 容	1 自力確保	(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。	(2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。	(3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。	2 既存施設公営所	(1) 公営住宅入居 既存公営住宅への特別入居	(2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所	3 機金融資	・災害復興住宅建設補修資金 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。 ・地すべり関連住宅貸付	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	(2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。	5 災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。	<p>ただし、災害発生直後における住民の対策については、本章第18節「避難誘導」の定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="1218 284 1832 644"> <thead> <tr> <th>対策種別及び順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 自力確保</td> <td>(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。</td> </tr> <tr> <td>(3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 既存施設公営所</td> <td>(1) 公営住宅入居 既存公営住宅への特別入居</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所</td> </tr> <tr> <td>3 機金融資</td> <td>・災害復興住宅建設補修資金 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。 ・地すべり関連住宅貸付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 公営住宅建設</td> <td>(1) 災害公営住宅の建設 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>5 災害救助法による仮設住宅建設</td> <td>大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 その他</p> <p>(1) <u>被災建築物応急危険度判定士等の損害補償等</u></p> <p>県は、被災地での作業に危険が伴うことから、応援派遣の場合も含めて、<u>万一の事態に備えた十分な補償制度を検討しておく。</u></p> <p>(2) <u>市町は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、住民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。</u> <u>特に、被災者生活再建支援金の支給等に係るり災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。</u></p> <p>第32節 文教対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 児童生徒への対応</p> <p>災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 被災した児童生徒の健康保健管理</p> <p>身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施する。</p>	対策種別及び順位	内 容	1 自力確保	(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。	(2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。	(3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。	2 既存施設公営所	(1) 公営住宅入居 既存公営住宅への特別入居	(2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所	3 機金融資	・災害復興住宅建設補修資金 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。 ・地すべり関連住宅貸付	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	(2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。	5 災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	
対策種別及び順位	内 容																																	
1 自力確保	(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。																																	
	(2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。																																	
	(3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。																																	
2 既存施設公営所	(1) 公営住宅入居 既存公営住宅への特別入居																																	
	(2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所																																	
3 機金融資	・災害復興住宅建設補修資金 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。 ・地すべり関連住宅貸付																																	
4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。																																	
	(2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。																																	
5 災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。																																	
対策種別及び順位	内 容																																	
1 自力確保	(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。																																	
	(2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。																																	
	(3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。																																	
2 既存施設公営所	(1) 公営住宅入居 既存公営住宅への特別入居																																	
	(2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所																																	
3 機金融資	・災害復興住宅建設補修資金 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。 ・地すべり関連住宅貸付																																	
4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。																																	
	(2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。																																	
5 災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。																																	

修正案	現行	備考
<p>6 (略)</p> <p>7 授業料の免除及び育英資金 (1) 被災生徒の授業料免除 授業料を免除することができる(石川県立高等学校授業料減免規則(昭和54年石川県規則第16号)第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条))。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 給食措置 (1) 児童生徒の対策 市町等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。</p> <p>(2) 物資対策 被災市町は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。 なお、給食を実施している県立学校にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。</p> <p>9 保健衛生 県教育委員会及び市町教育委員会は、健康福祉部局と密接な連絡をとり、本章第29節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。</p> <p>(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理 災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、健康福祉部局と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。 また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康福祉部局の協力を得て行う。</p> <p>(2) 被災学校の環境衛生 災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部局の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 避難所協力 学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。 また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 授業料の減免及び育英資金 (1) 被災生徒の授業料減免 授業料の全額又は一部を免除することができる(石川県立高等学校授業料減免規則(昭和54年石川県規則第16号)第2条及び石川県私立高等学校母子家庭等子弟授業料減免補助金交付要綱第2条))。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 給食措置 (1) 児童生徒の対策 市町等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指示、指導を行う。</p> <p>(2) 物資対策 被災市町は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。 なお、定時制夜間高校の給食原材料にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。</p> <p>9 保健衛生 教育委員会は、健康福祉部と密接な連絡をとり本章第24節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。</p> <p>(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害情報の収集に努め、危険地帯については、健康福祉部と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康福祉部の協力を得て行う。</p> <p>(2) 被災学校の環境衛生 災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 避難所協力 学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。</p>	

修正案	現行	備考
<p>1 2 (略)</p> <p>第3 4節 応急金融対策 (略)</p> <p>第3 5節 木材流出防止対策 (略)</p> <p>第3 6節 農林水産物災害応急対策 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設災害の復旧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>関係各部署、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関</p> </div> <p>1～3 (略)</p> <p>4 復旧事業の方針 (1)～(5) (略) (6) 暴力団排除活動の徹底 <u>警察本部は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。</u></p> <p>(7) 小災害の措置について (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	<p>1 2 (略)</p> <p>第3 3節 応急金融対策 (略)</p> <p>第3 4節 木材流出防止対策 (略)</p> <p>第3 5節 農林水産物災害応急対策 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設災害の復旧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>関係各部署、教育委員会、市町、防災関係機関</p> </div> <p>1～3 (略)</p> <p>4 復旧事業の方針 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 小災害の措置について (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>第3節 災害復旧資金 1～2 (略)</p> <p>3 北陸財務局の措置 (1) <u>関係団体を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起すことができる事業に係る経費及び財源を把握する。</u> (2) <u>災害つなぎ資金（地方短期資金）の貸付を行う。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民生活の安定を図るため、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。 <u>また、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 生活福祉資金の貸付 災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市町の社会福祉協議会の協力を得て、<u>生活福祉資金の貸付を行う。</u></p> <p>6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。</p> <p>7～11 (略)</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <div data-bbox="103 1326 999 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>総務部、健康福祉部、商工労働部、土木部、市町、防災関係機関</p> </div> <p>1 (略)</p>	<p>第3節 災害復旧資金 1～2 (略)</p> <p>3 北陸財務局の措置 (1) <u>必要資金の調査</u> <u>災害発生の際は、関係機関と緊密に連絡の上、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。</u> (2) <u>応急資金の融通</u> <u>県、市町村に対して、融通を行う手持ち資金が不足の場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 生活福祉資金の貸付 災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生をさせるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市町の社会福祉協議会の協力を得て、<u>災害援護資金を予算の範囲内において貸付を行う。</u></p> <p>6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を図るため、<u>予算の範囲内で母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。</u></p> <p>7～11 (略)</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <div data-bbox="1093 1326 1883 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>総務部、商工労働部、土木部、市町、防災関係機関</p> </div> <p>1 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>2 生活相談 (1)～(3) (略) (4) <u>市町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。</u></p> <p>3 <u>こころのケア活動の継続</u> <u>こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。</u></p> <p>4 <u>り災証明の交付</u> (略) (1) (略) (2) <u>県は、市町から要請があった場合は、円滑なり災証明の交付が図られるよう支援する。また、県は、り災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、り災証明について、住民への周知徹底に努める。</u></p> <p>5 被災者に対する職業のあっせん (略)</p> <p>6 国税等の徴収猶予及び減免の措置 (略)</p> <p>7 <u>公営住宅等の整備</u> 県及び市町は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。 <u>この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災市町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。</u></p> <p>第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1～3 (略)</p> <p>4 <u>義援金の配分</u> <u>県及び市町等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。</u></p> <p>5～6 (略)</p>	<p>2 生活相談 (1)～(3) (略)</p> <p>3 <u>り災証明の交付</u> (略) (1) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑なり災証明の交付が図られるよう支援する。</p> <p>4 被災者に対する職業のあっせん (略)</p> <p>5 国税等の徴収猶予及び減免の措置 (略)</p> <p>6 <u>公営住宅の建設</u> 県及び市町は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。 <u>この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災市町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定を受け早期の建設を図る。</u></p> <p>第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1～3 (略)</p> <p>4 <u>義援金の配分</u> <u>県及び市町等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定する。</u></p> <p>5～6 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第7節 復興計画</p> <p>1 基本方針 被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 計画的復興の進め方 (1)～(2) (略) (3) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。 その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めよう努める。 (4) 県及び市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p>	<p>第7節 復興計画</p> <p>1 基本方針 被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 計画的復興の進め方 (1)～(2) (略) (3) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p>	